



河内長野市こども計画【案】



令和7年3月

河内長野市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画期間.....	3
5 本計画の推進とSDGs.....	4
6 計画の策定体制.....	5
第2章 こども・若者・子育てをめぐる現状と課題.....	7
1 社会指標からみた本市の現状.....	7
2 子育て支援関連事業の実施状況.....	12
3 アンケート調査結果から見た現状と課題.....	18
4 第2期計画における課題のまとめ.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
1 基本理念.....	28
2 基本的な視点.....	29
3 基本目標.....	31
4 施策体系.....	33
第4章 分野別施策の展開.....	34
基本目標1：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成.....	34
基本目標2：多様なニーズに対応した支援の充実.....	39
基本目標3：ライフステージに応じた成長の支援.....	45
基本目標4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり.....	52
第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	58
1 教育・保育提供区域の設定.....	58
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	59
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	62
4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保.....	81
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	81
第6章 計画の進行管理.....	82
1 施策の実施状況の点検・評価.....	82
2 国・府・関係機関との連携.....	82
3 目標指標.....	83
資料編.....	84
1 河内長野市子ども・子育て会議条例（抄）.....	84
2 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿.....	86
3 計画の策定経過.....	87
4 用語解説.....	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年の我が国においては、危機的な状況にあるとされている少子化の加速、核家族化のさらなる進行と共働き世帯の増加等を背景とする子育て環境の変化等により、こどもや子育てをめぐる状況が大きく変化しています。また、就学前教育・保育の無償化等の支援施策の展開を受け、就学前教育・保育や子育て支援事業のニーズのさらなる増大がみられます。

このような状況の中、国においては令和5年4月に、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。

これは、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組まれるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に、各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「河内長野市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」、令和2年3月に「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」を、それぞれ5年間で計画期間として策定し、「子どもが尊重され、子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、子育て支援施策を推進してきました。

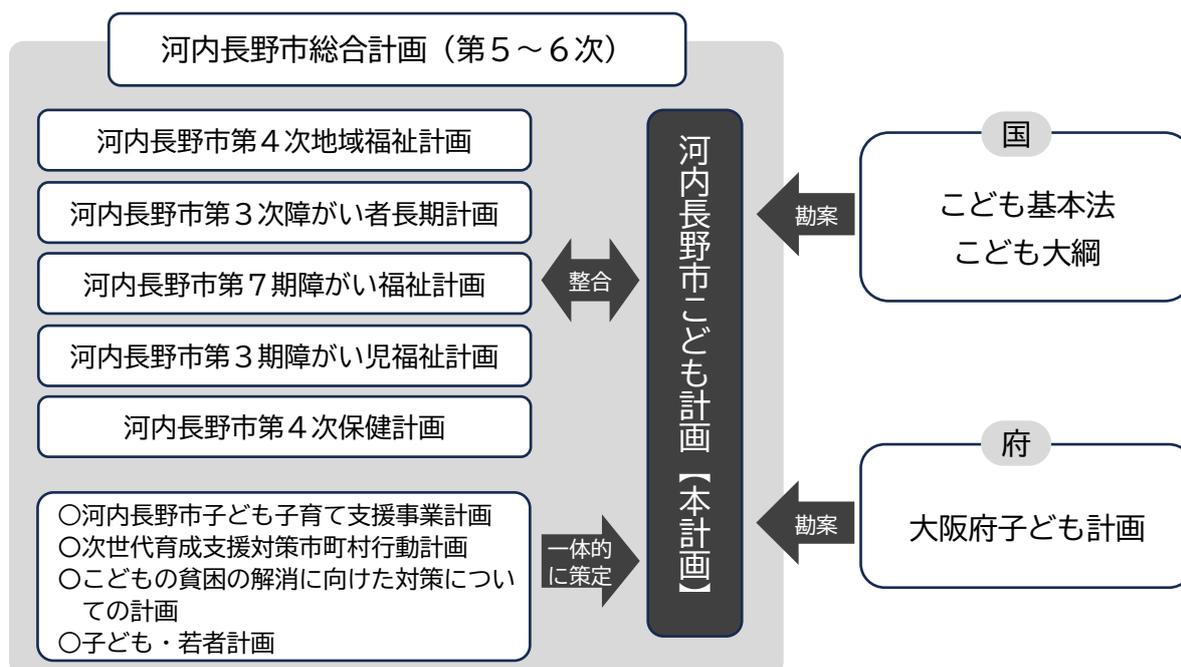
このたび、第2期計画の最終年度を迎え、国における「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定を踏まえて、こども・若者支援や子育て支援の総合的な指針としての新たな計画の策定が求められています。こども・若者の最善の利益の実現に向け、また子育て支援のさらなる充実を目指し、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備を目指す計画として「河内長野市こども計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」に、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、一体的に策定するものです。

策定にあたってはこども基本法に基づく国の「こども大綱」を勘案するとともに、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に基づいて策定します。

また、本市におけるこどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にまたがることから、「総合計画」を上位計画とし、「地域福祉計画」「障がい児福祉計画」「保健計画」等の関連計画との整合を図るものとします。



4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年（令和9年度）において計画の見直しを検討します。

(年度)

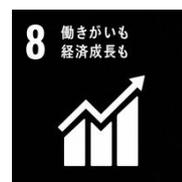
・・・R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12・・・
第2期子ども・子育て支援事業計画						
策定	河内長野市こども計画【本計画】					
			★ 中間見直し		策定	次期計画

5 本計画の推進とSDGs

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において定められた、令和12(2030)年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてのSDGs(エスディーズ：持続可能な開発目標)は、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、すべてのこども・若者の最善の利益と健やかな成長を目指して取り組まれる本計画に基づく事業・施策においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。これらの目指す方向性を同じくするSDGsの実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者および子ども・若者自身の意見やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

■実施した調査

調査名	対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
子どもの生活に関する実態調査	市内在住の小学5年生	令和5年 7月7日～ 7月31日	郵送配布・郵送回収	683	195	28.6%
	上の保護者			683	191	28.0%
	市内在住の中学2年生			712	154	21.6%
	上の保護者			712	153	21.5%
就学前児童の保護者調査	市内在住の就学前児童のいる家庭	令和6年 1月26日～ 2月21日	郵送配布・郵送回収	2,250件	1,114件	49.5%
小学生児童の保護者調査	市内在住の小学1年生～4年生の児童がいる家庭			1,000件	536件	53.6%
こども・若者の意識と生活に関する調査	市内にお住まいの15歳～39歳以上の方	令和6年 4月16日～ 4月30日	郵送配布・郵送およびWEBを通じた回収	2,000件	415件	20.8%

※上記の対象はいずれの調査も無作為抽出

※上記と別で、こども計画策定にあたって、河内長野市オンラインプラットフォーム「河内長野市Liqlid」に意見投稿フォームを開設し、こども・若者から意見募集を行いました。

調査名	対象	調査期間	意見募集内容	有効回収数
こども・若者意見募集	市内在住・在学・在勤の小中学生から20歳代の方 ※対象者であれば誰でも投稿可能	令和6年 4月1日～ 5月19日	①「こどもや若者にとって住みやすいまち」ってどんなまち？ ②学校や自宅以外で、どんな居場所があればいい？ ③将来の夢や希望を実現するために、あったらいいものは？	92件

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策をこどもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河内長野市 子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に幅広い市民の意見を反映させるため、令和6年12月2日から令和6年12月27日にかけてパブリックコメントを実施し、計画素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民意見を募りました。

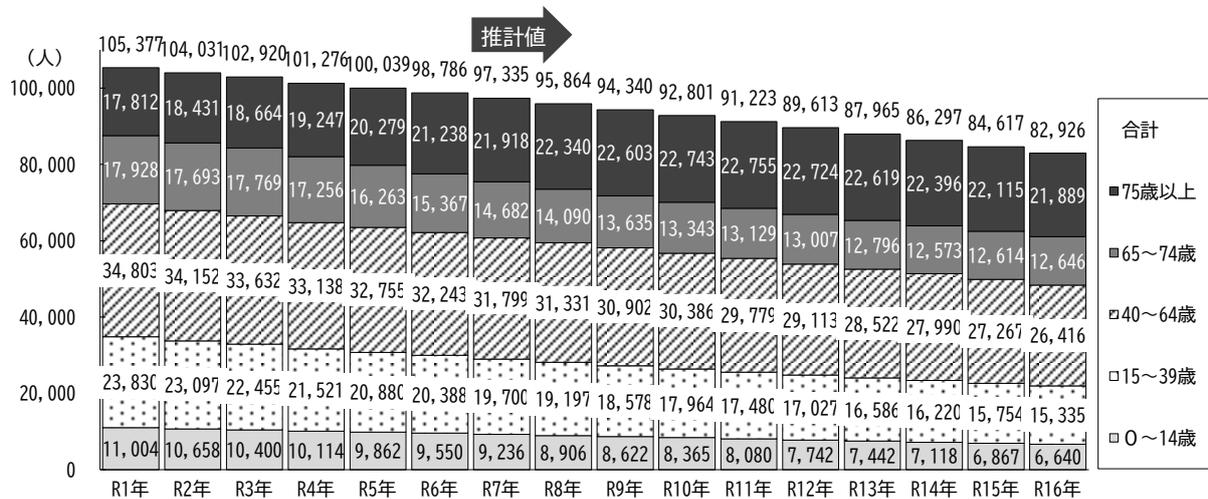
第2章 こども・若者・子育てをめぐる現状と課題

I 社会指標からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は全体的に減少傾向です。少子化が進行しており、将来推計においても同様の傾向が継続することが見込まれています。

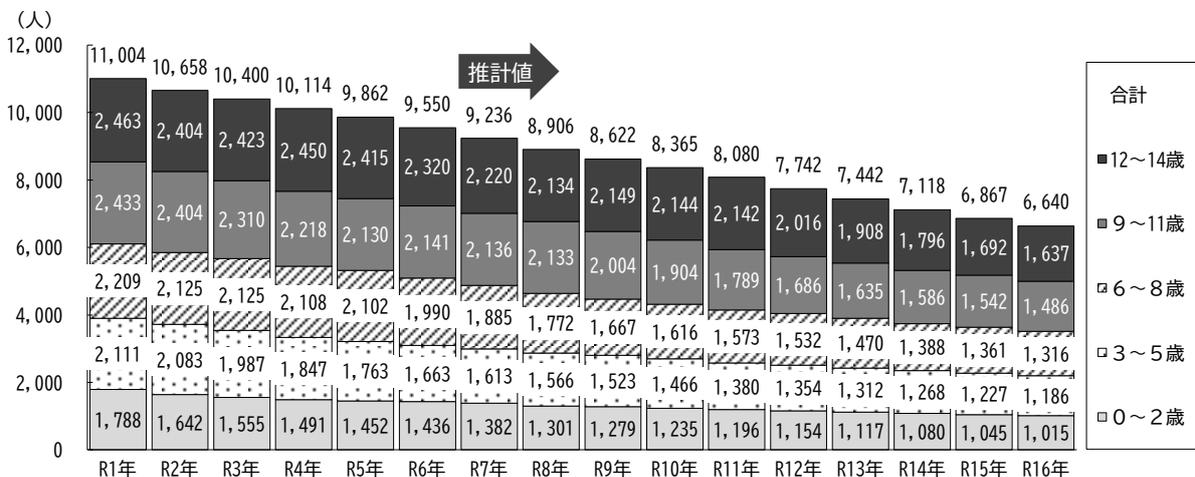
■年齢別人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）



※R1～R6年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。0歳人口は20～44歳女性人口との比率（こども女性比）に基づき算出。

資料：住民基本台帳（令和6年まで）

■年齢別こども人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）



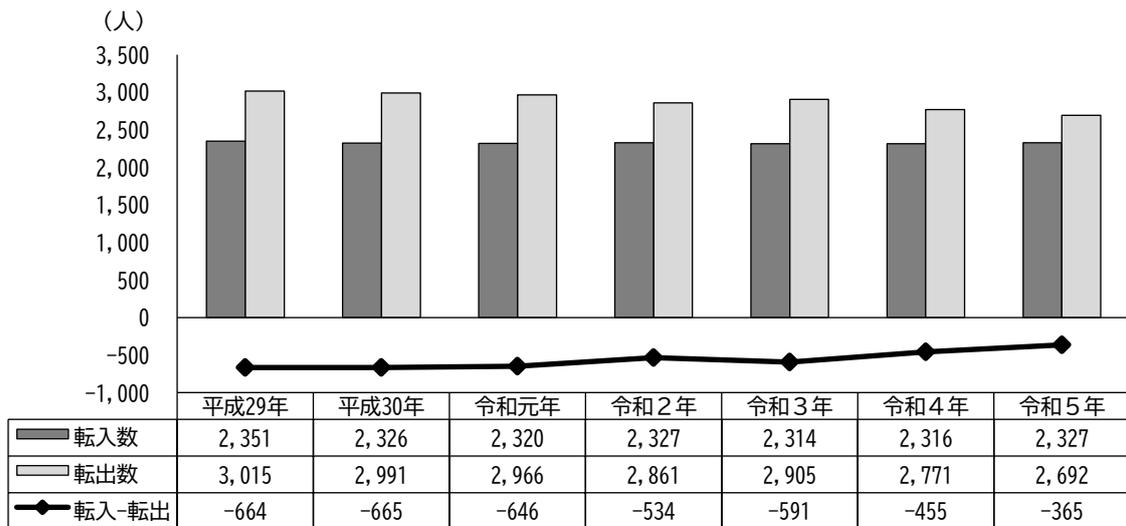
資料：住民基本台帳（令和6年まで）

(2) 社会動態

転入者数から転出者数を引いた転入超過数は、平成29年から令和元年はマイナス600人台で推移し、その後はやや縮小しましたが、マイナスで推移しています。

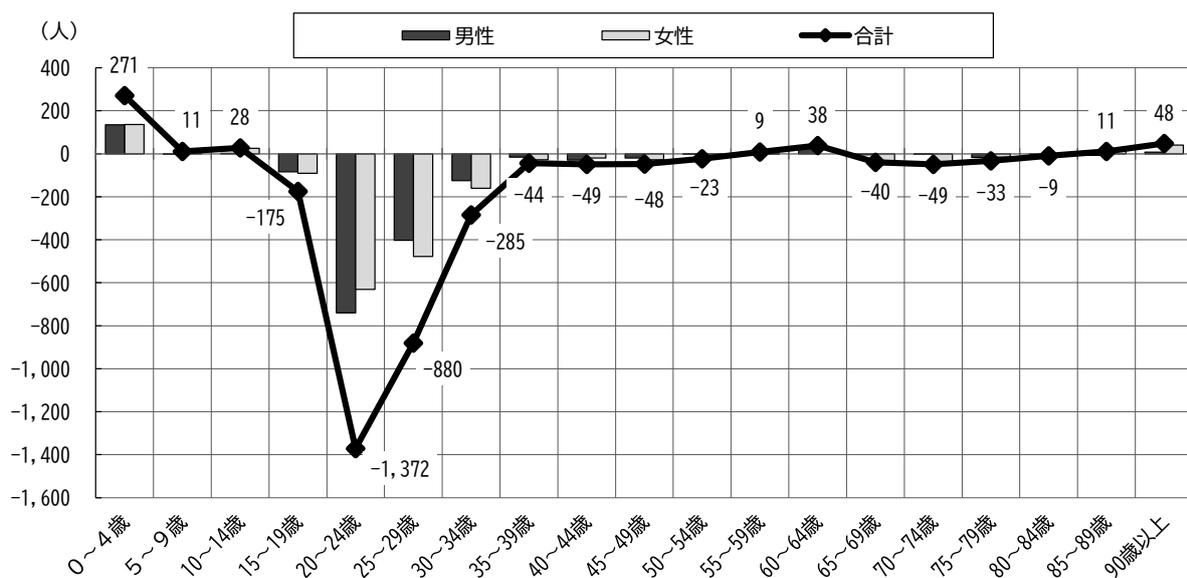
男女別、年齢別にみると、就職に伴う転出が多いとみられる20～24歳を中心に、15～39歳の年齢層で大幅にマイナスとなっています。0～14歳ではプラスであり、こどものいる世帯の転入が一定数あることがうかがえますが、結婚等で転出する方が多くなっています。

■転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

■男女別年齢別転入超過数（令和元年～令和5年合計）



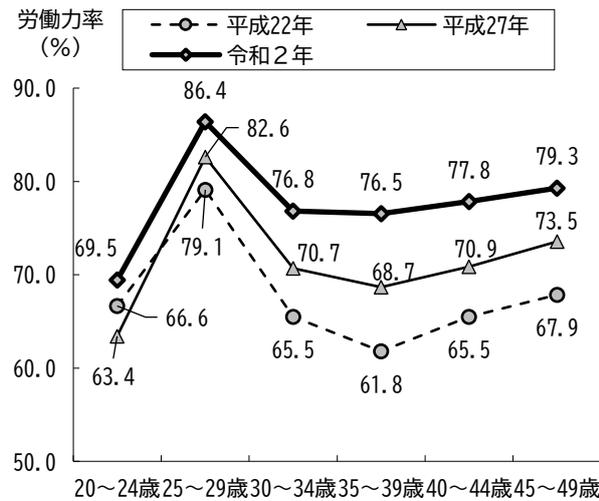
資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 女性の就労状況

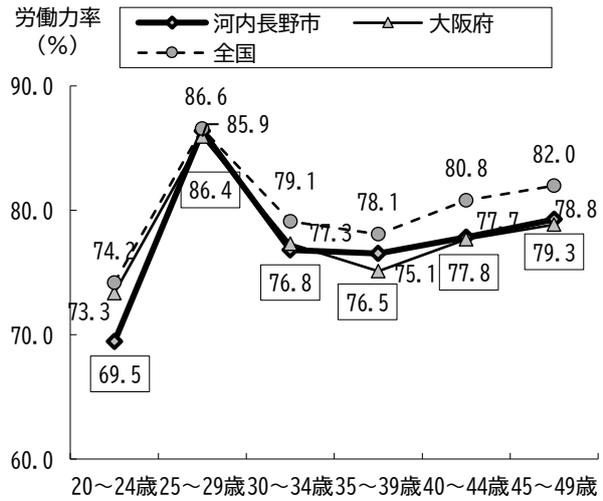
本市の子育て世代の女性の労働力率（就職・休職中・求職中（失業中）のいずれかの状態である割合）は、平成22年から令和2年にかけて大きく上昇しています。国・大阪府と比較すると、30歳代、40歳代については、おおむね大阪府と同水準で、国よりやや低い労働力率となっています。

男女別、年齢別にみた従業地では、男性は年齢による変化はあまりありませんが、女性は子育て世代で市外での従業が減少し、市内での従業が増加しています。

■女性労働力率の推移（平成22年～令和2年）



■女性労働力率の比較（令和2年）



資料：国勢調査

■男女別・年齢別にみた従業地別就業者割合

令和2年 男性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外府内 (%)	府外 (%)
河内長野市	20～24歳	3.7	29.8	59.7	6.8
	25～29歳	4.2	23.7	67.7	4.5
	30～34歳	5.0	24.5	65.9	4.7
	35～39歳	4.3	22.3	68.3	5.1
	40～44歳	5.9	19.9	69.1	5.1
	45～49歳	5.6	19.9	69.1	5.4
河内長野市	就業者全体	7.8	22.5	64.9	4.8
大阪府	就業者全体	8.1	39.8	44.2	8.0
全国	就業者全体	10.7	50.3	28.1	10.9

令和2年 女性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外府内 (%)	府外 (%)
河内長野市	20～24歳	1.2	30.0	64.0	4.8
	25～29歳	3.1	26.6	67.8	2.6
	30～34歳	4.3	33.6	59.7	2.3
	35～39歳	4.6	42.6	50.5	2.3
	40～44歳	4.9	46.7	46.5	1.8
	45～49歳	5.2	46.6	46.7	1.5
河内長野市	就業者全体	7.2	44.4	46.5	1.9
大阪府	就業者全体	7.4	55.8	32.8	3.9
全国	就業者全体	9.9	62.5	21.6	6.0

資料：国勢調査

(4) 結婚の状況

現在結婚している人の割合を示す有配偶率は、男女とも低下傾向が継続しています。

出産の中心となる20～39歳の有配偶女性数人口は、近年急速に減少しており、このことが少子化の最も大きな要因となっています。

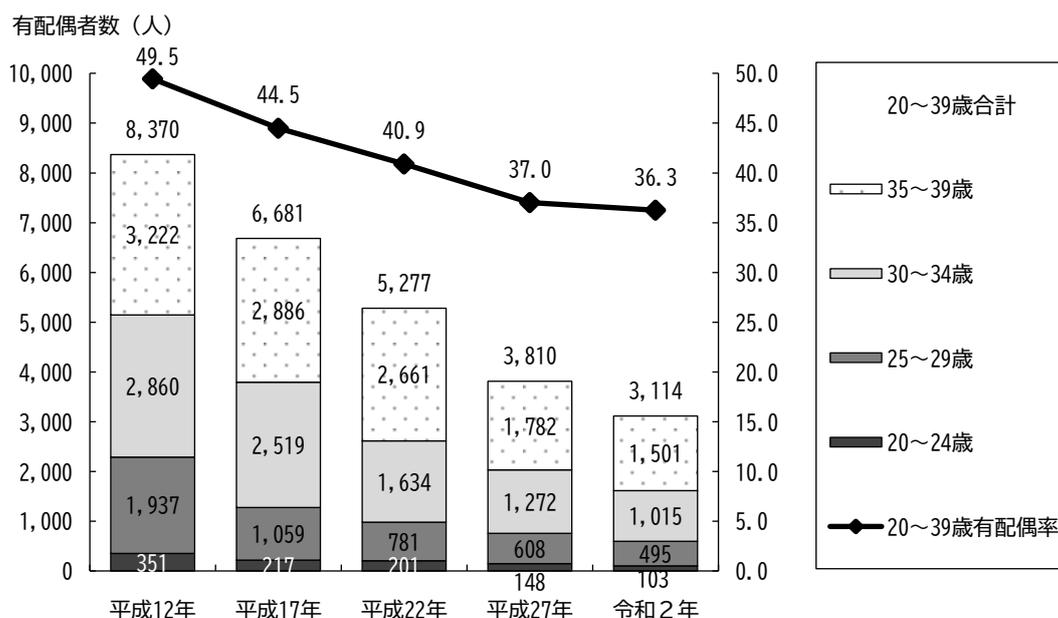
■男女別年代別有配偶率の推移

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	0.4	5.4	31.1	63.9	79.2	86.6	89.2
平成17年	0.2	4.4	24.4	52.8	70.0	79.2	85.2
平成22年	0.2	4.6	22.8	47.3	62.2	71.3	77.4
平成27年	0.2	3.3	22.5	45.2	57.6	65.9	71.3
令和2年	0.4	3.3	20.9	43.6	56.1	62.5	65.5

女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	0.7	8.3	40.8	70.3	82.6	88.5	89.0
平成17年	0.7	6.3	29.9	60.6	74.1	80.8	86.4
平成22年	0.4	6.8	27.3	52.5	67.1	72.9	78.5
平成27年	0.3	5.8	25.3	51.8	62.0	69.8	72.6
令和2年	0.3	4.6	26.4	49.2	62.0	64.3	66.6

資料：国勢調査

■年齢別有配偶女性数の推移



資料：国勢調査

(5) きょうだい数と両親の就労状況

夫婦とこどものいる世帯におけるきょうだい数は、最年少のこどもの年齢が11歳以下の世帯と比較すると、国・大阪府と比べて「こどもが1人」の割合が低く、2人以上の割合が高くなっています。きょうだい数は、国・大阪府より多い傾向だといえます。

また、最年少のこどもの年齢が上がるほど、夫婦共働き世帯（夫婦就業世帯）の割合が上がる傾向があります。

■夫婦とこどものいる世帯の最年少のこどもの年齢別こども数の割合（令和2年）

	最年少のこどもの年齢	こどもが1人 (%)	こどもが2人 (%)	こどもが3人 (%)	こどもが4人以上 (%)
河内長野市	2歳以下	38.7	40.4	16.5	4.3
	3～5歳	27.5	48.6	19.6	4.2
	6～8歳	22.0	50.9	22.8	4.3
	9～11歳	21.6	55.2	20.4	2.8
河内長野市	11歳以下	28.4	48.1	19.5	4.0
大阪府	11歳以下	34.9	45.8	16.0	3.4
全国	11歳以下	33.6	46.1	16.9	3.4

※「こどもの数」は、同居しているこどもの人数であり、夫婦から生まれたこどもの数の総計ではありません。

資料：国勢調査

■最年少のこどもの年齢別・こどもの数別にみた夫婦就業世帯の割合（令和2年）

	最年少のこどもの年齢	こどものいる世帯全体 (%)	こどもが1人 (%)	こどもが2人 (%)	こどもが3人以上 (%)
河内長野市	2歳以下	50.2	51.4	49.7	48.9
	3～5歳	65.4	59.8	69.2	64.0
	6～8歳	72.2	64.3	71.9	79.1
	9～11歳	74.7	66.3	77.6	75.7
河内長野市	11歳以下	64.3	58.2	67.1	66.2
大阪府	11歳以下	62.3	58.2	63.9	65.8
全国	11歳以下	68.1	63.0	69.7	72.7

資料：国勢調査

2 子育て支援関連事業の実施状況

(1) 就学前教育・保育の状況

① 3～5歳児の就学前教育の状況（幼稚園・認定こども園の教育利用）

就学前教育の利用は、少子化と共働き世帯の増加を背景に、第2期計画における見込量を下回って推移しています。人口における利用率も減少傾向が続いています。

■ 3～5歳児の就学前教育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	980人	890人	817人	742人	705人
市内施設利用合計	859人	778人	650人	581人	483人
3歳児	282人	241人	200人	211人	142人
4歳児	302人	248人	216人	177人	175人
5歳児	275人	289人	234人	193人	166人
市内定員数	1,063人	973人	869人	843人	663人
定員充足率	80.8%	80.1%	74.8%	68.9%	72.9%
住民基本台帳人口	2,083人	1,987人	1,847人	1,763人	1,663人
住民利用率	41.2%	39.2%	35.2%	33.0%	29.0%
市外施設利用合計	6人	10人	10人	16人	16人

※定員充足率は「市内施設利用合計」÷「市内定員数」、住民利用率は「市内施設利用合計」÷「住民基本台帳人口」で算出（以下同様）

②3～5歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

3～5歳児の就学前保育の利用は、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化を背景に、第2期計画における見込量を上回って推移しています。少子化のため、利用実績は減少傾向ですが、人口における利用率は増加傾向が続いています。

■3～5歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	997人	963人	923人	875人	867人
市内施設利用合計	1,153人	1,137人	1,124人	1,105人	1,110人
3歳児	358人	340人	326人	342人	331人
4歳児	366人	410人	377人	366人	390人
5歳児	429人	387人	421人	397人	389人
市内定員数	1,045人	1,053人	1,081人	1,094人	1,147人
定員充足率	110.3%	108.0%	104.0%	101.0%	96.8%
住民基本台帳人口	2,083人	1,987人	1,847人	1,763人	1,663人
住民利用率	55.4%	57.2%	60.9%	62.7%	66.7%
市外施設利用合計	7人	7人	4人	2人	3人

※第2期計画期間においては、定員を上回る利用は定員の弾力化で対応しました。

②1～2歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

1～2歳児の就学前保育の利用は、第2期計画における見込量とほぼ同数で推移していますが、全体的に利用率が増加傾向となっています。令和6年度は市内施設利用合計が見込量を上回っており、市内施設の定員の弾力化で対応しています。

■1～2歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	626人	609人	602人	582人	562人
市内施設利用合計	595人	601人	600人	582人	631人
1歳児	271人	285人	263人	285人	284人
2歳児	324人	316人	337人	297人	347人
市内定員数	587人	589人	638人	637人	633人
定員充足率	101.4%	102.0%	94.0%	91.4%	99.7%
住民基本台帳人口	1,137人	1,111人	1,041人	971人	1,025人
住民利用率	52.3%	54.1%	57.6%	59.9%	61.6%
市外施設利用合計	3人	3人	2人	4人	2人

※第2期計画期間においては、定員を上回る利用は定員の弾力化で対応しました。

③ 0歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

0歳児の就学前保育の利用は、第2期計画における見込量を下回って推移しています。市内施設の定員にも余裕のある状況が続いています。

■ 0歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	179人	175人	170人	163人	158人
市内施設利用合計	93人	89人	101人	79人	80人
市内定員数	154人	156人	154人	152人	174人
定員充足率	60.4%	57.1%	65.6%	52.0%	46.0%
住民基本台帳人口	505人	444人	450人	481人	411人
住民利用率	18.4%	20.0%	22.4%	16.4%	19.5%
市外施設利用合計	1人	2人	0人	0人	0人

(2) 地域子育て支援事業等の実施状況

地域子育て支援事業等の実施状況は以下のとおりです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度以降に利用が縮小した事業もありますが、その後次第に利用は回復しています。放課後児童健全育成事業については、見込量に対して利用が増加傾向となっており、次期計画においては実績の推移を踏まえた対応が求められます。

①時間外保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	1,252	1,240	1,228	1,198	1,198
利用実績		756	812	763	836	-

②放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	1,059	1,051	1,035	1,027	984
1年生		272	286	266	272	233
2年生		275	273	287	270	273
3年生		228	219	219	229	215
4年生		175	167	158	158	168
5年生		66	64	63	58	58
6年生		43	42	42	40	37
利用実績		1,075	1,092	1,123	1,169	1,191
1年生		294	339	285	300	315
2年生		249	271	332	280	303
3年生		231	205	213	283	243
4年生		173	160	164	158	207
5年生		95	80	92	93	85
6年生		33	37	37	55	38

【参考】放課後子ども教室の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加児童数	人日	302	1,160	1,468	2,126	-
実施回数	回	15	68	96	138	-

③子育て短期支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用入日	2	2	2	2	2
利用実績		42	0	0	11	-

④地域子育て支援拠点事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用入日	57,541	57,253	56,966	56,681	56,397
利用実績		17,050	17,760	23,651	42,065	-

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	20,432	20,264	20,096	19,928	19,760
利用実績		17,231	19,330	18,670	20,619	-

⑥一時預かり事業（幼稚園型を除く）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	5,302	5,224	5,215	5,105	4,929
利用実績		3,972	4,289	3,169	2,441	-

⑦病児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	150	180	180	180	180
利用実績		0	5	43	169	-

⑧ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	495	495	491	491	461
利用実績		399	482	710	650	-

⑨利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	設置か所	2	2	2	2	2
実施実績		2	2	2	2	2

⑩妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	509	502	486	468	454
	利用回数	6,395	6,174	5,977	5,756	5,583
利用実績	利用人数	479	508	438	388	-
	利用回数	5,849	5,965	5,744	4,903	-

⑪乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	509	502	486	468	454
利用実績		396	350	353	395	-

⑫養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	4	4	4	4	4
利用実績		14	9	10	9	-

(3) 児童虐待等の状況

■虐待相談の内容別件数等の推移

単位：件

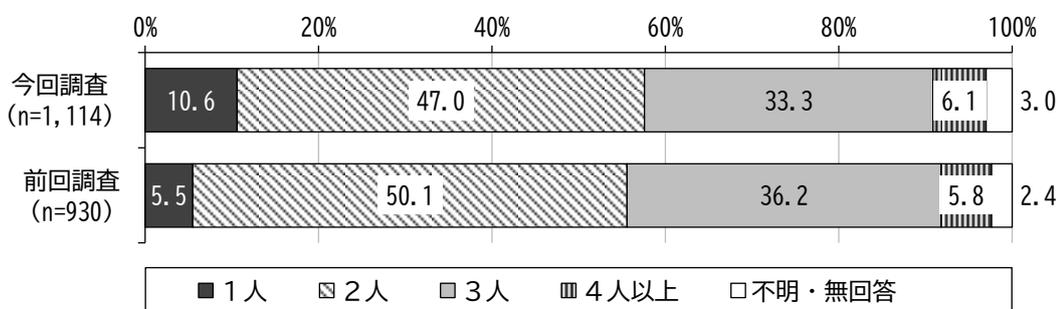
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	27	39	25	17	-
性的虐待	0	0	6	0	-
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	41	48	54	42	-
心理的虐待	40	40	78	72	-
合計	108	127	163	131	-
要支援児童	161	176	128	137	-
特定妊婦	5	13	4	6	-
総合計	274	316	295	274	-

3 アンケート調査結果から見た現状と課題

(1) 希望するこどもの数について

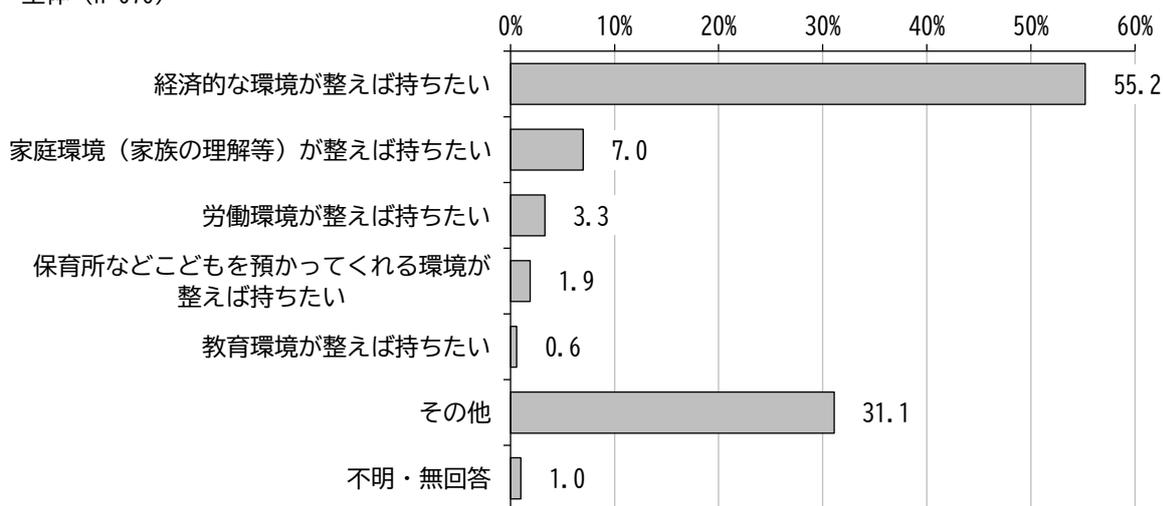
○希望するこどもの数について、前回調査より「1人」が増加し、「3人」が減少しています。
 ○これ以上こどもを持ちたいと思わない人について、どのような環境を整えればもう1人以上こどもを持ちたいと思うかについては、「経済的な環境を整えれば持ちたい」が多くなっています。
 ⇒経済的な見通しを背景として、多くのこどもを持ちたいと考える人の減少がうかがえます。

■あなたが希望するこどもの数は何人ですか【就学前保護者】



■（これ以上こどもを持ちたいと思わない人について）どのような環境を整えればもう1人以上こどもを持ちたいと思いますか【就学前保護者】

全体 (n=676)



(2) 子育ての孤立や育児不安について

○こどもを預かってもらえる人について、日常的にまたは緊急時の「いずれもない」が、就学前保護者で13.6%、小学生保護者で11.4%といずれも前回調査より増加しています。一方で「日常的に祖父母等に預かってもらえる」がいずれも大幅に減少しています。

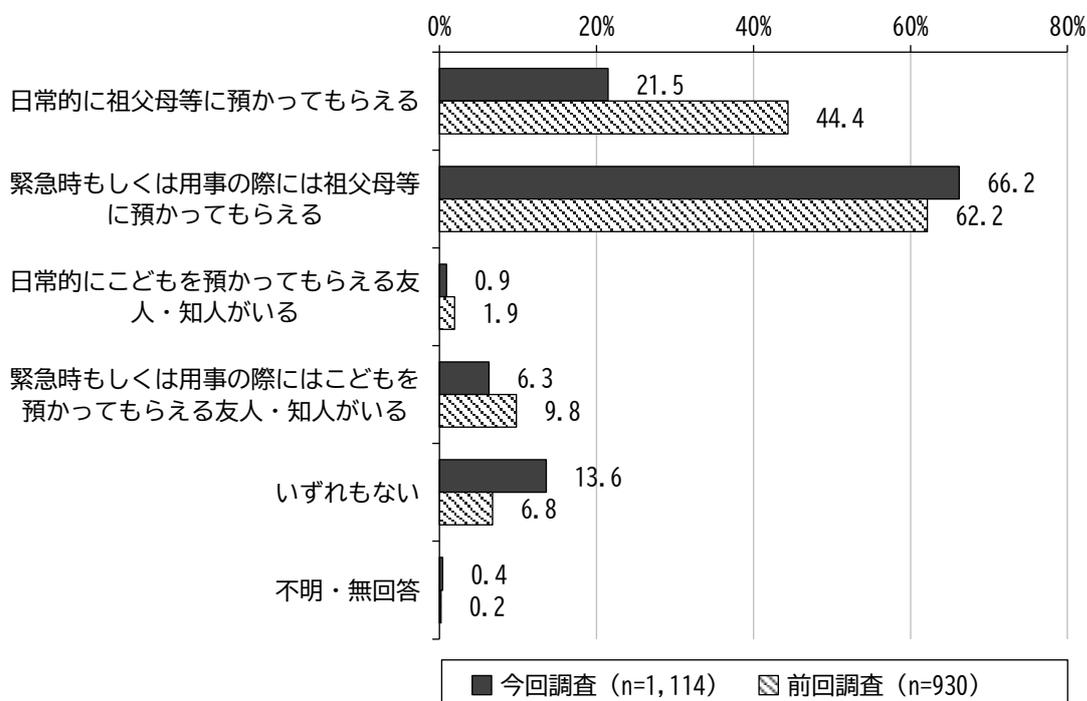
○子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所について、「いない/ない」が、就学前保護者で4.7%、小学生保護者も4.7%で、いずれも前回調査よりわずかに増加しています。

○仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことについて、就学前も小学生保護者も、「こどもや自分が病気やケガをしたときに代わりにこどもの面倒をみる人がいないこと」が最も多くなっています。

⇒周囲の支援を受けにくい状況の中で子育てをしている人が増加している可能性があります。保護者が子育てをする上で、身近なサポートを感じやすい環境づくりが引き続き課題です。

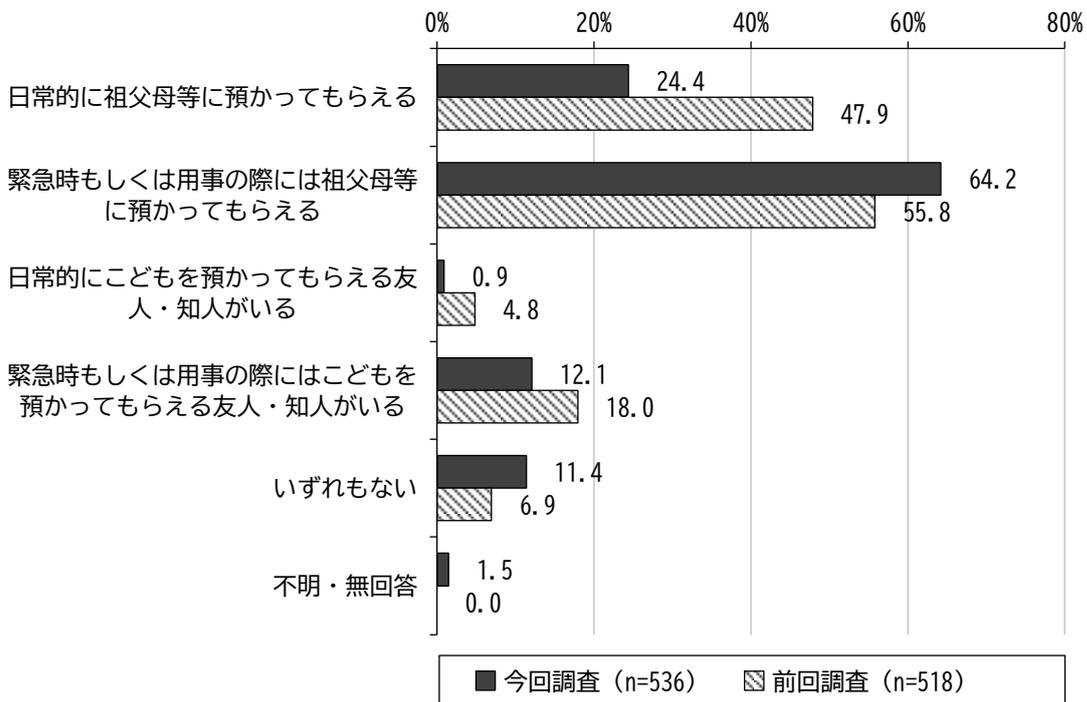
■日頃、封筒のあて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか（複数回答）

【就学前保護者】



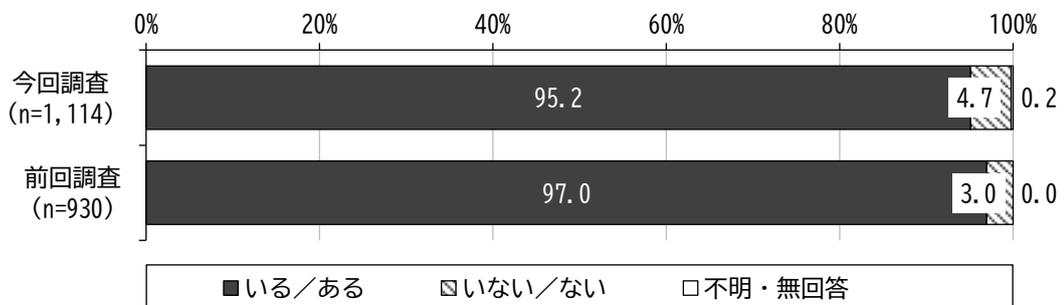
■日頃、封筒のあて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか（複数回答）

【小学生保護者】



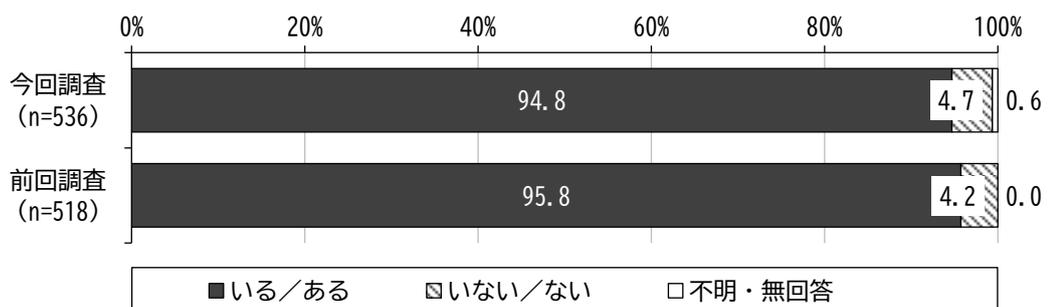
■子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所がありますか

【就学前保護者】



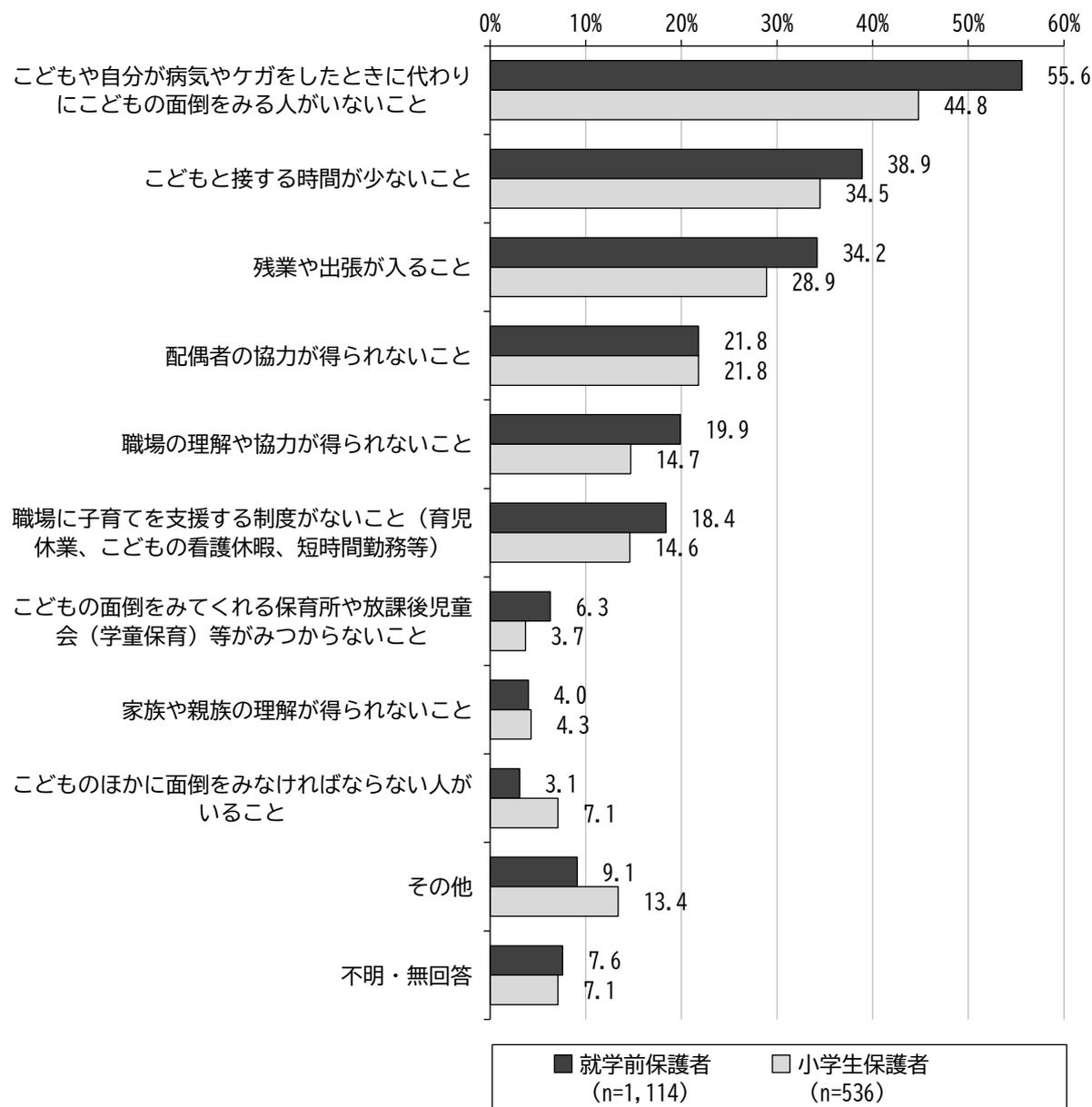
■子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所がありますか

【小学生保護者】



■あなたにとって、仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことは何ですか（複数回答）

【就学前保護者・小学生保護者】

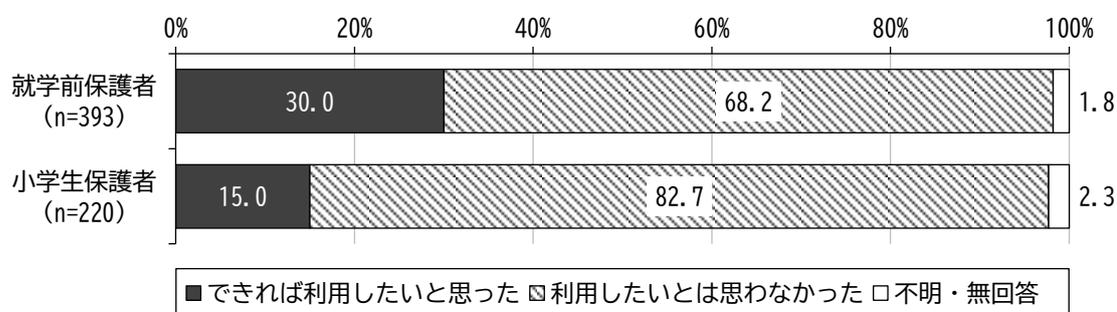


(3) 子育て支援事業について

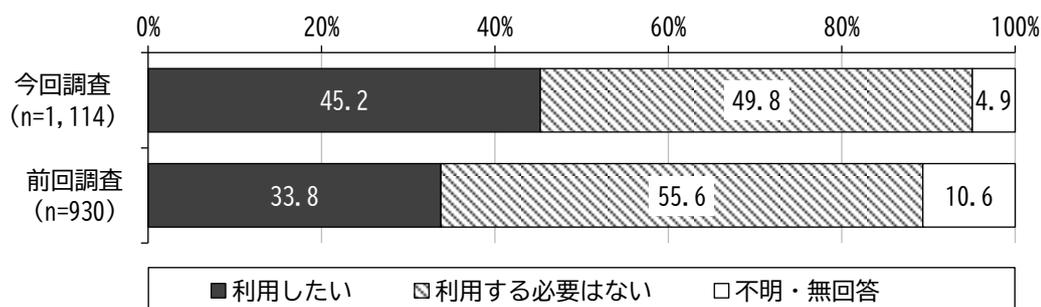
- 病児保育については、就学前保護者についても、小学生保護者についても、利用したいという回答割合が、実際の利用に比べて大きく、潜在的ニーズが大きいことがうかがえます。
- 就学前保護者では、「一時預かり」を、「利用したい」が前回調査より増加しています。
- 泊りがけでの保育サービスについては、就学前保護者で16.2%、小学生保護者で10.6%が「利用したい」と回答しており、特に就学前保護者では、利用したい内容として「保護者や家族の育児疲れ・不安」という回答が最も多くなっています。
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「現在は利用していないが、今後利用したい」「既に利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が前回調査より増加しており、潜在的なニーズの増加がうかがえます。

⇒病児保育や一時預かりについては、実際の利用と比べて潜在的ニーズが大きいことが示されており、いわゆる「レスパイトケア」についてもニーズが高いことがうかがえます。地域子育て支援拠点事業についても、潜在的ニーズの存在がうかがえ、これらのニーズに応える体制づくりをしていくことが求められます。

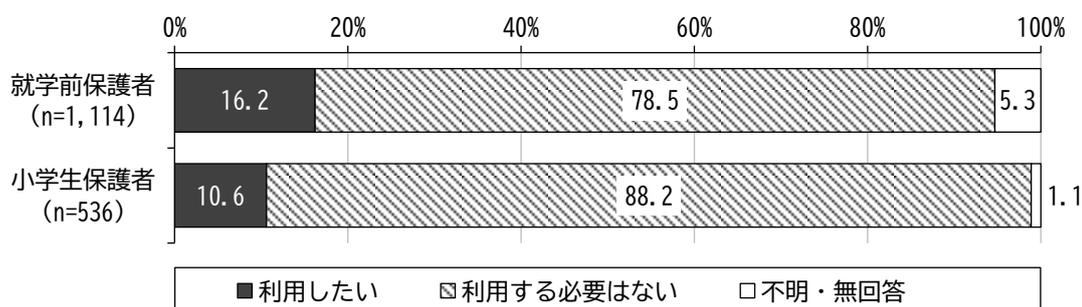
- （こどもが病気やけがで幼稚園・保育所等や学校を休む時に、父親か母親が仕事を休んで対応した人のみ）その際に「できれば病気のこどものための保育施設などを利用したい」と思われたか【就学前保護者・小学生保護者】



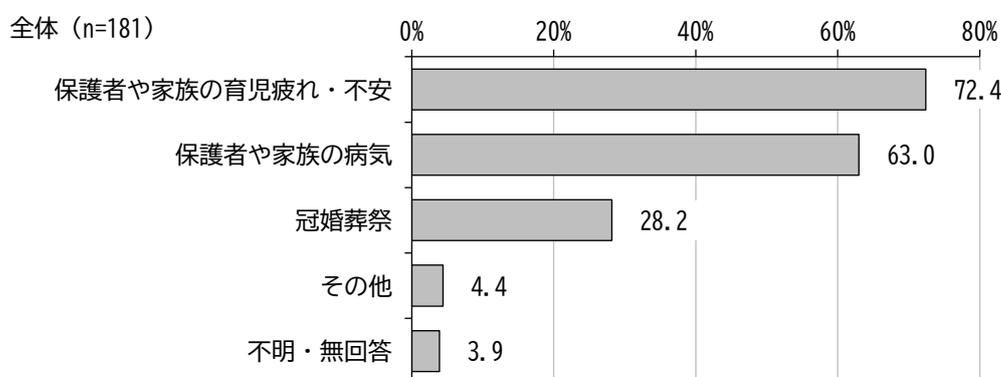
- 私用、ご自身や配偶者の親の通院、不規則な仕事などを理由として、保育所などで実施されている「一時預かり」を利用したいと思いますか【就学前保護者】



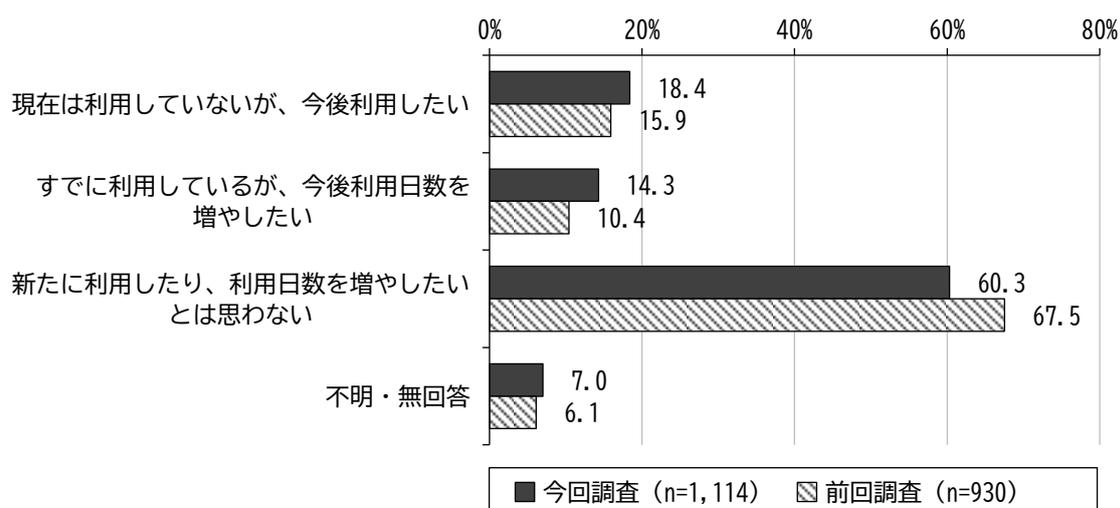
■封筒のあて名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により泊りがけで家族以外に預ける必要があると思いますか（利用希望の有無）【就学前保護者・小学生保護者】



■上の設問で利用したいと回答した保護者の、利用したい理由（複数回答）【就学前保護者】



■地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか【就学前保護者】



(4) こども・若者の支援について

○こども・若者調査では、自分の将来については「希望がある」または「どちらかといえば希望がある」という肯定的な回答が約6割と多数である一方、否定的な回答（「どちらかといえば希望がない」「希望がない」）も約3分の1を占めており、将来に明るい展望を持ってない若者が少なくないことが示されています。

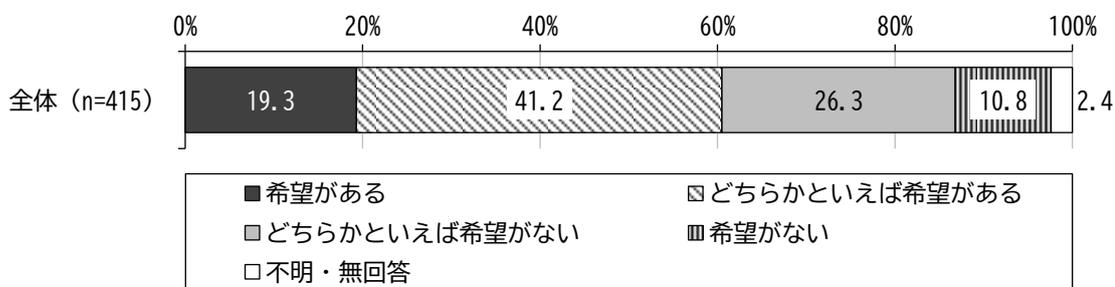
○社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うかについては、否定的な回答が全体の3分の2を占めています。

○「こどもの権利」については、「くわしく知っている」または「少し知っている」が3割にとどまっています。

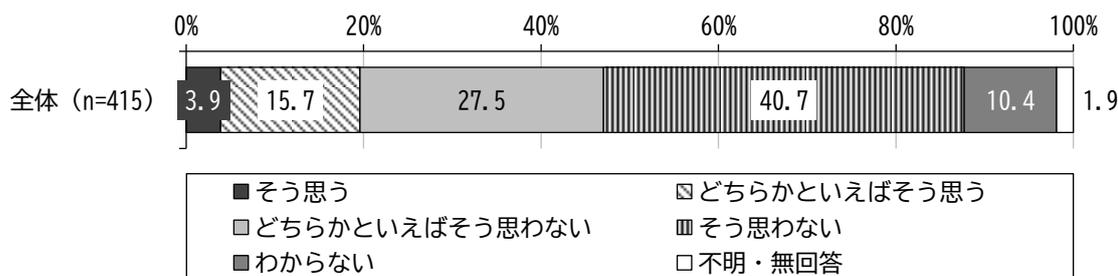
○河内長野市のこども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度については、「子ども・子育て総合センター（あいっく）」と「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が比較的高くなっていますが、5割を超えているものはなく、「どれも知らない」が4分の1を占めています。

⇒こども・若者が将来に明るい展望を持っていないことは、社会全体の課題として認識される必要があるといえます。こども・若者の権利や支援機関等について、こども・若者自身が十分な情報を得られていない可能性があることから、積極的な啓発や情報提供も求められます。

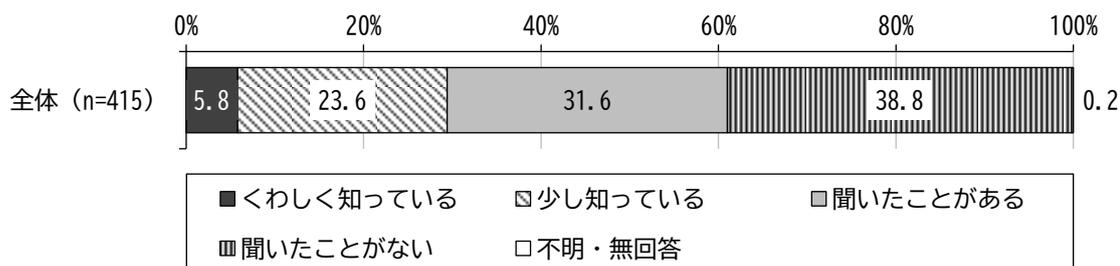
■あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか【こども・若者】



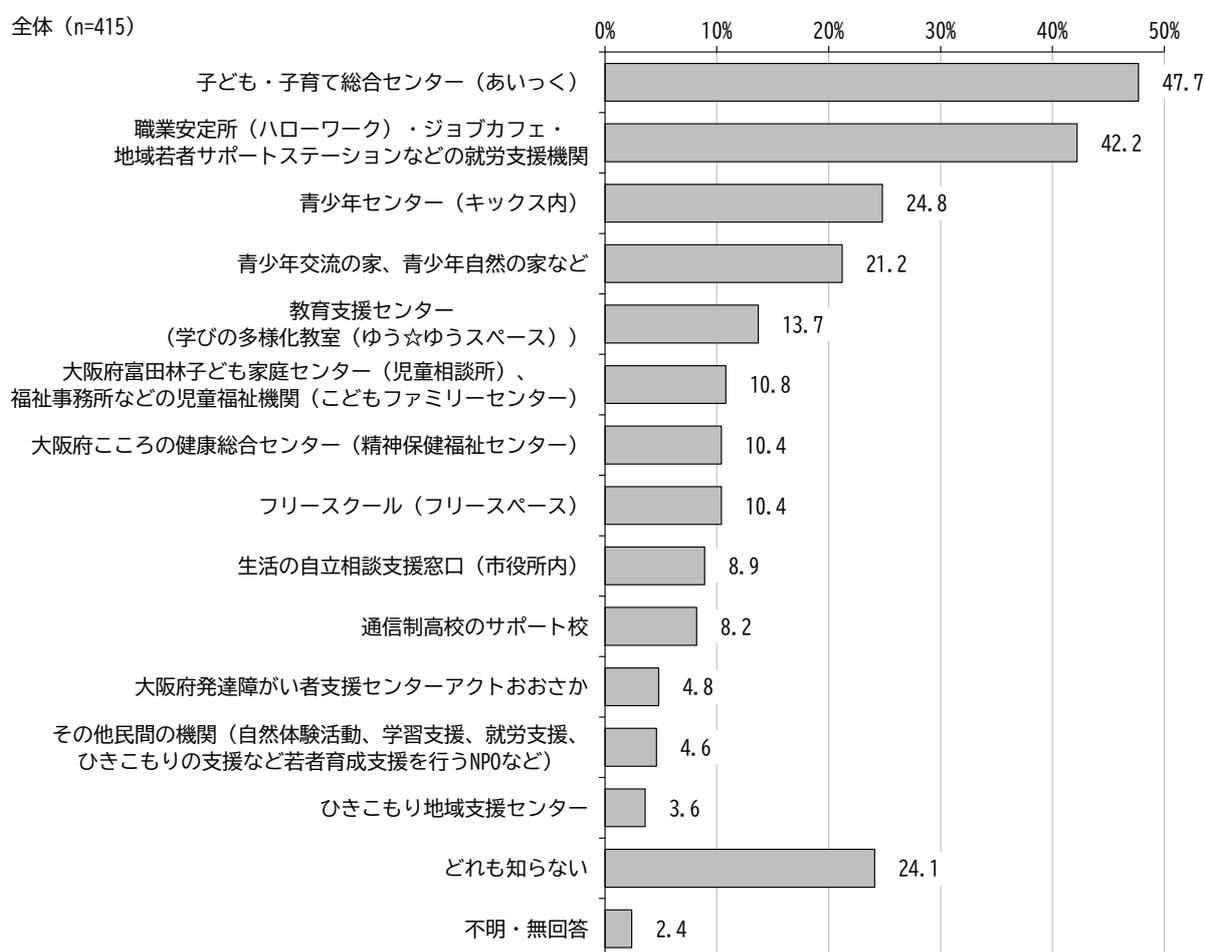
■あなたは、社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか【こども・若者】



■あなたは、「こどもの権利」について知っていますか【こども・若者】



■あなたは、こども・若者を対象とした育成支援機関等を知っていますか（複数回答）
【こども・若者】



4 第2期計画における課題のまとめ

第2期計画で示された4つの基本目標について、それぞれの施策の実施状況や、社会状況、アンケート調査等を踏まえた課題を整理しました。

基本目標1 こどもの生きる力の育成

こども間のいじめや親の育児放棄など、こどもたちに関する人権課題が引き続き発生しています。また、インターネットやSNSによる人権侵害、さらにはジェンダー、障がい、文化、経済的格差等による新たな人権意識への対応など、取り組むべき課題は増加しています。特にこどもの権利に関しては、国のこども大綱の趣旨も踏まえ、こども・若者が社会の一員として意見を表明する機会や、多様な社会活動に参画する機会の確保、さらにはこども・若者施策にこども・若者の意見が反映される仕組みづくりなどが求められています。

発達段階に応じた質の高い教育のさらなる充実、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指した連携が引き続き求められます。また、医療的ケア児や重度心身障がい児とその家族が安心して生活し、充実した教育が受けられるような体制の充実が必要です。

こどもの居場所づくりは、国のこども大綱においても課題とされており、学校施設などの公共施設等の活用や、地域団体等とのさらなる連携が必要となっています。また、子育て世代の女性の就労率が引き続き高まる中で、放課後児童対策の着実な推進が求められます。

基本目標2 こどもの健やかな成長支援

妊産婦への支援については、少子化や市外転出でこどもの数が減少しているなかで、安心してこどもを産み、育てていきたいと思えるような取り組みを増やし、少子化対策にもつなげていく必要があります。本市においては、待機児童はほぼ解消されており、今後は量の確保だけではなく、質の向上に取り組んでいくことが求められます。

また、子育て支援事業の充実については、アンケート調査で示された潜在的な支援ニーズ等に対応し、子育て家庭が切れ目なく必要な支援を受け、健やかな育児ができるような環境を充実させていくことが課題となります。

妊産婦からこども、若者までの切れ目のない保健・医療の充実も求められており、南河内南部広域小児急病診療体制の確保をはじめとする医療体制の充実、食育・健康の取り組みの充実、こども・若者の自殺対策や相談支援体制の強化等の取り組みを進めていく必要があります。

基本目標3 家庭における子育て・親育ちへの支援

アンケート調査では、周囲からの支援を受けにくい状況で子育てをしている保護者が少なくないことが示されており、子育ての孤立や不安の解消に向けた取り組みが課題となっています。本市においては、子ども・子育て総合センターあいつくを中核とし、地域におけるさまざまなネットワークを生かした、子育て支援の充実が求められます。また、子育てに関する悩みや不安について相談できる身近な存在として、保育所・認定こども園等の相談機能の充実を図り、支援できる体制が必要です。

こどもの貧困対策については、経済的に厳しい状況にある世帯の割合が高いひとり親家庭への支援をはじめ、支援が必要な人が適切に支援制度につながることでできる体制づくりが求められます。大阪府の調査では、家庭の経済状況がこどもの体験の多寡や日常生活習慣、自己肯定感等にも関連していることが示されており、誰もが家庭の経済状況にかかわらず自分の可能性を伸ばしていける社会の実現に向けた環境づくりが求められています。

また、必ずしも貧困状態とは言えなくても、経済的に厳しい状況で子育てをしている世帯は多くなっており、支援の充実が課題です。本市においては、令和6年4月1日から子ども医療費助成制度における助成対象年齢を拡充し、0歳から18歳までのこどもを抱える家庭に対し、こどもの医療費の一部を助成しています。今後も、安心して子育てができる支援の充実について、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

基本目標4 地域の子育て環境づくり

こども・若者調査では、社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていることについて、否定的な回答が多くなっており、将来に明るい希望を持ちにくい人も少なくないことが示されています。次代を担うこども・若者が将来に明るい展望を持ち、それぞれの希望に応じたパートナーシップの持ち方や子育てをすることができる地域社会をつくっていくことが求められます。また、仕事と家庭生活などの両立支援を進め、家庭・地域への男女共同参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めることも課題となります。

こども食堂に代表されるようなこどもの居場所づくりの取り組みは、本市においても広がっており、こうした地域でこども・子育てを支えていく取り組みが拡大・充実していくような支援も今後の課題となります。

市内の都市公園は、昭和40年代以降の団地開発に伴うものが多く、今後耐用年数をほぼ同時期に迎えることから、安全・安心な利用のための計画的な維持管理が必要となっており、子育て世帯において公園・遊び場の整備のニーズが高い状況にあることも踏まえた取り組みを引き続き検討していく必要があります。同時に、安全な交通環境の確保や、こども・若者を犯罪から守る取り組みなど、地域でこども・若者を支え育む環境づくりを、関係団体・機関との連携・協働のもと、進めていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子ども・若者が個人として尊重され、

子育て・子育てに希望が持てるまち・河内長野市

すべての子ども・若者が個人として尊重され、一人の市民として健やかに育つ環境をつくることは、一人ひとりの子ども・若者やその保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。子どもを一人の人間として尊重し擁護すること、また、「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」（平成6年条約第2号）や「子ども基本法」に定めるように、常に子どもの意見表明や参画の機会が確保され、その最善の利益が優先して考慮される中で、取り組みを行うことが、大人の責務といえます。

子育ての第一の担い手は、親をはじめとする保護者となりますが、愛情を持った対話と理解によって子どもの健やかな成長を育てていくためには、親も親として成長していくことが大切です。

また、すべての子ども・若者の権利が守られ、その可能性を發揮できる社会をつくっていくためには、地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、ともに育つことができ、必要に応じて必要な支援を受けることができるまちづくりを進めなければなりません。

本市では、「子育てのまち河内長野」の実現に向け、子育て支援の施策に取り組んでいます。また、第1期計画では「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、第2期計画までの10年間、本市が目指す姿として子育て支援施策を推進してきました。

さらに、少子高齢化が大阪府下でもトップクラスとなっている本市の状況下、市の最大ミッションである「消滅可能性自治体からの脱却」を図るため、子育て支援施策のミッションとして「次世代の投資を意識してすべての子どもの育ちを後押しし、すべての市民のウェルビーイングを実現する」ことを掲げています。

このたびの本計画の策定にあたり、これまでの理念や上記ミッションを踏まえつつ、子ども・若者の育ちの全体を支援する計画へと対象が拡大したことにもとない、新たに「すべての子ども・若者が個人として尊重され、子育て・子育てに希望が持てるまち・河内長野市」を基本理念として、本市の子ども・若者支援および子育て支援の施策を推進します。

2 基本的な視点

第1期、第2期の計画においては、「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野」を基本理念に掲げ、「(1)『子育て』できる環境づくり」「(2)『親育て』が促進される地域の体制づくり」「(3)人と人とのつながりのある地域づくり」の3つを基本的な視点として目標を定めて取り組みを推進してきました。

本計画においては、これまでの視点と子育て支援施策のミッションを達成するためのビジョンを踏まえつつ、こども・若者支援を趣旨として、基本理念を実現するために求められる計画全体を通じた視点とします。

(1) すべてのこどもの育ちを後押しし、保護者負担軽減と安心をサポートする

こども・若者は、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、こどもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

こども・子育て支援においては、保護者が子育てについての第一の担い手であることを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることで、こどものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、こども・若者の権利と健やかな発達が保障され「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 多様な特性を活かし、こどもの能力を最大限に引き出す

こども・若者がそれぞれの特性を活かし、活躍するためには、周囲の大人や地域・関係機関が連携して、こども・若者が発達の状況や特性を問わずありのまま受け入れられる環境をつくっていくことが大切です。

そのために、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、こどもの能力が最大限引き出されるような豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性と支援のニーズに配慮しつつ、その子育て力を高めていけるよう働きかけます。

(3) こども・若者のウェルビーイングと、自己実現につながる仕組みを検討する

こども・若者のウェルビーイングな状態が実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、すべてのこども・若者の自己実現のためには、それぞれの置かれた状況に関わらずさまざまな経験を積み、学ぶことのできる場が確保されていることはもちろん、こども・若者の発達に応じて、適切な意見表明や参画の機会が確保されることも重要です。

地域には保育所・認定こども園・学校等を始めとする保育・教育機関、各種の地域団体、その他の関係機関など、こども・若者のライフステージに沿った成長を支えるために必要な知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源が存在しています。こども・若者の最善の利益のため、こうした資源の整備・充実を図ることは、行政の重要な役割です。市民・地域・関係機関・行政が協働して、こども・若者の成長にとってより良い環境づくりのために、こどもや子育てを見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、本市が実施する分野別の取り組みについて、次の4項目を基本目標とし、各分野の施策の柱として、総合的に施策を推進します。

(1) こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

- ・ こどもの人権を守るため、家庭や地域、教育・保育などあらゆる場面で、周知・啓発や教育を推進し、虐待やいじめの防止に取り組みます。また、こども・若者の社会参画や意見表明が大切にされる社会を目指す取り組みを推進します。
- ・ こども・若者の多様な体験・活躍の機会の提供に取り組みます。
- ・ 妊娠・出産期から成人として成長するまでの間の切れ目のない保健・医療の確保について、母子保健部門等関係機関との連携を強化し、小児医療の充実に努めるとともに、すべてのこども・若者とその家庭に、切れ目のない細やかな支援の拡充を図ります
- ・ すべてのこどもが安心・安全な環境で育つことができるよう、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。

(2) 多様なニーズに対応した支援の充実

- ・ 発達に支援が必要なこどもや障がいのあるこども・若者の成長と社会参加を支える環境整備を行います。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、必要かつ合理的な配慮を行い、適切な教育環境の充実に取り組みます。
- ・ 家庭の経済状況がこども・若者の生活・学習・進路にもたらす影響を低減させ、誰もが自分の可能性を伸ばせる社会の形成に向けて取り組みます。
- ・ 不登校、ヤングケアラー、社会的擁護を必要とするこども・若者等、特に支援が必要なこども・若者への支援の充実に図ります。

(3) ライフステージに応じた成長の支援

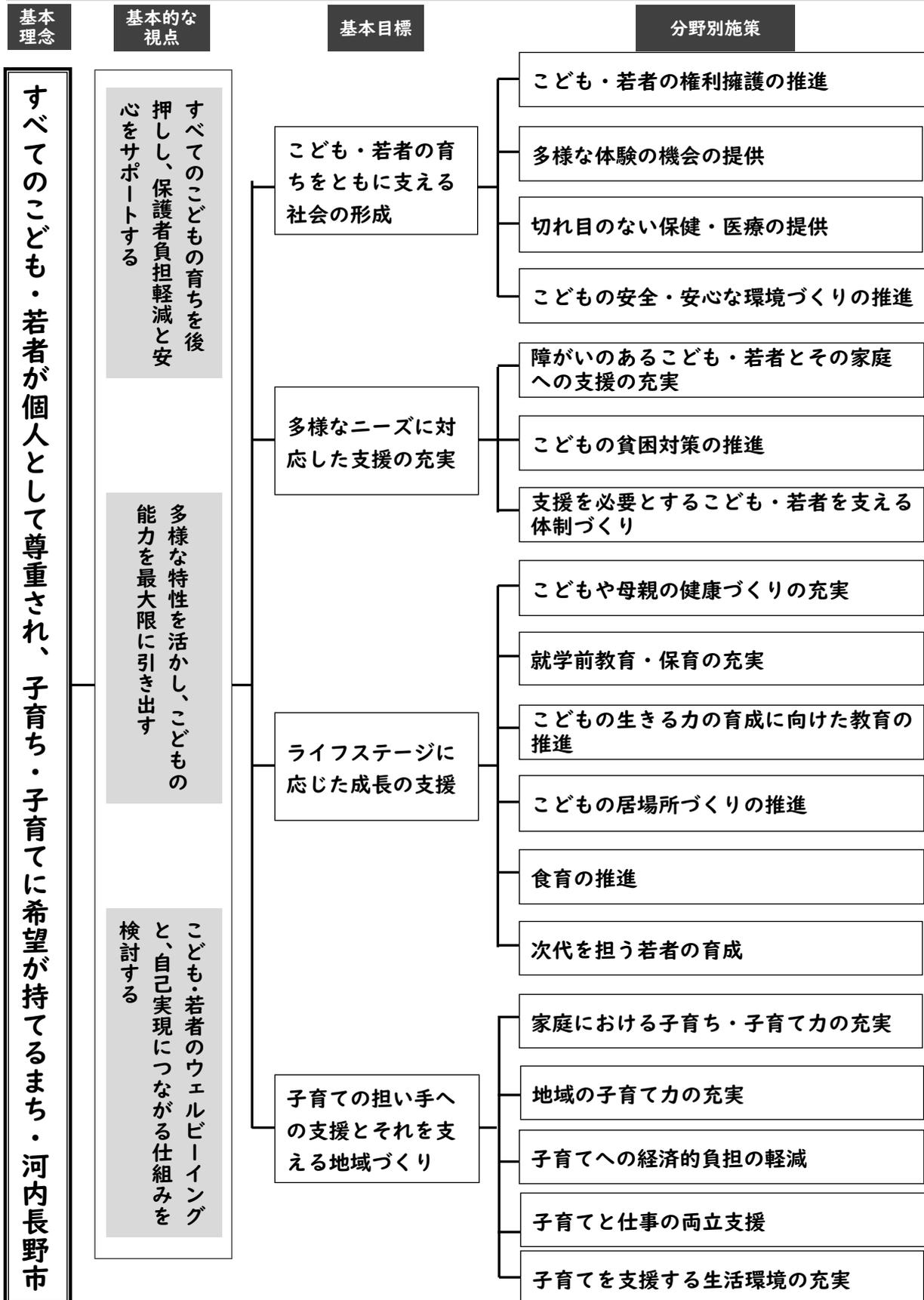
- ・ 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や交流の場を提供します。
- ・ 次代を担うこどもたちに食育を推進するとともに、正しい食習慣の普及のため、周知啓発を図ります。
- ・ 幼児教育から初等教育へと円滑に移行できるよう、保育所・認定こども園等と小学校との連携に努めます。

- ・子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育み、親や家庭について学び、理解が深まるよう、学習の機会を提供します。
- ・放課後児童対策の充実や子ども食堂等との連携等を通じ、地域におけるこどもの居場所づくりを推進します。
- ・次代を担う若者が社会の一員として成長できるよう、進学・就労の支援や結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成に取り組みます。
- ・子育てにかかる経済的負担を軽減し、経済的に困窮している家庭に対する支援の充実を図ります。
- ・青少年の健全育成を推進するため、地域、家庭、学校との連携を図ることで、その機会の充実を図ります。

(4) 子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

- ・気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士がともに支え合い、情報を交換し学び合う地域に根ざした活動の場を広げることで、子どもと親がともに育つ環境づくりを推進します。
- ・子育て中の親の孤立を防ぎ、子育ての不安や負担感を解消し、切れ目のない継続的な支援を実施します。また、関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支援する体制を整備します。
- ・子育てにおける保護者の負担を軽減する各種の施策を着実に実施するとともに、特に経済的に厳しい状況に置かれやすいひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- ・地域全体で子どもを支える取り組みにより、子育てと仕事が両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。
- ・公園や道路については、各施設について、長寿命化修繕計画を策定し、適切な維持管理を行います。関係機関との連携強化により、交通環境の整備等良好な居住環境の確保に努めます。

4 施策体系



第4章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

施策の方向Ⅰ こども・若者の権利擁護の推進

こども・若者が社会の一員として健やかに成長するためには、一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。また、こどもの最善の利益を考え、こどもにやさしいまちづくりを進めることは、こどもだけではなく、本市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

こどもにとって大切な権利を保障するとともに、こどもが育つための支援やこどもを育てていくための支援を進めるため、こどもの人権に関する教育の推進や啓発活動を進めます。

特に、児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の予防と早期発見に努め、子育て家庭の様々な意味での孤立を防ぐための対策を行います。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①こどもの人権の尊重	こどもの人権を守るため、家庭や地域、教育・保育などあらゆる場面で周知・啓発を推進し、虐待・暴力行為への対処や、いじめの防止に取り組みます。
②人権啓発活動の推進	「人が人として生きる権利」は、大人でもこどもでも変わりありません。様々な人権課題について、啓発イベントや広報紙などで情報発信を行うとともに、身近な地域、学校などさまざまな場所での学習機会の提供に努めます。
③児童虐待防止の推進	児童虐待を防止するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、大阪府子ども家庭センターなどの関係機関、および他の事業との情報共有や連携を図りながら、要保護児童の実態把握、見守り活動等、具体的な援助方法についての意見交換および啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止の取り組みを推進します。 また、「こどもファミリーセンター」において、虐待対応のみならず、産前産後の支援に至るまで、すべてのこどもおよび妊産婦等の家庭の相談をチームで支援する体制を整えます。 さらに、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届ける体制の充実を図り、特に支援が必要な家庭への利用勧奨を行います。

取り組み名	取り組み内容
④社会参画や意見表明の機会の充実	こども・若者が社会の一員として、自身に関係する物事に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会が確保される必要があることについて、広く周知・啓発を行うとともに、こども・若者施策にこども・若者の声を反映させる仕組みづくりについて検討します。
⑤多様性が尊重される社会に向けた機運の醸成	こども・若者が固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、ジェンダーの視点を取り入れた周知・啓発の充実、および権利侵害があった場合の相談支援の充実に取り組みます。
⑥配偶者に対する暴力の防止の推進	関係機関との連携のもと、DVの防止および被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向2 多様な体験の機会の提供

乳幼児期において、遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキル、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながると言われています。

さらに、成長の過程に応じて、自然体験をはじめさまざまな体験、活躍の場が提供されることの重要性、学びへのつながりを踏まえ、その機会を保障していくことが求められています。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①こども・若者の体験・活躍の機会の提供	保育所・認定こども園・学校等、家庭、その他地域の関係機関等が連携しながら、こども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験・遊びを経験することができ、またこども・若者が主体となって活躍できる場が提供されるよう取り組みます。
②生涯学習施設や公園等の施設利活用の推進と整備	地域の公民館やコミュニティセンター、公園など、子育てに有効なコミュニティ活動の拠点について、今後も維持・補修を継続するとともに、公民館と小規模小学校との複合化を進めるなど、有効活用に努めます。 また、公民館では、こどもが継続的に活動できる場（機会）を提供する「公民館子ども教室」、夏休みには、様々な体験の機会を提供する「夏休み子ども教室」など、こどもの体験機会の拡充を進めます。
③自然体験・ボランティア体験等体験活動の機会の充実・拡大	青少年リーダー等の協力を得て自然体験や学習事業等を継続し、新しい人との出会いを通じて、こどもたちの豊かな感性を育めるよう努めます。
④多文化共生と国際交流の推進	社会教育や学校教育の場において、国際理解や国際交流を深めるとともに、多文化共生意識を高める取り組みを推進します。さらに、河内長野市国際交流協会と連携し、多様な市民団体との協働による各種の取り組みを進めます。

施策の方向3 切れ目のない保健・医療の提供

核家族化などの影響により、家庭においてこどもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、こどもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。また、こどもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病の早期発見に取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①小児救急医療体制の充実	小児急病診療については、近隣市町村と共同で医師の確保を行い、小児科医の協力のもと、中学生までのこどもに対して、夜間や休日でも適切かつ迅速な医療が受けられる体制を確保します。
②「かかりつけ医」等の普及による予防的取り組みの推進	こどもの健康について、日頃から相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発活動を乳幼児健康診査等を利用し、推進します。
③未熟児養育医療給付事業の推進	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を国・府・市が負担して助成します。
④思春期における心と身体の健康づくりの推進	食生活をはじめ、健康に関する基本的な知識を身につけるとともに、喫煙・飲酒などについての正しい知識を提供するなど、「心」と「身体」の両面から知識の普及に努め、思春期における健康づくりを推進します。
⑤こども・若者の自殺対策	こども・若者の自殺を防ぐための取り組みとして、関係機関への情報提供、こどもに関わる専門職の研修の充実、相談支援機関の周知等を行います。

施策の方向4 こどもの安全・安心な環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、こども見守り事業を通じ、関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

また、警察、行政、保育所・認定こども園・学校等、地域等の連携や協力による防犯対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①地域の総合的な見守りネットワークの充実	様々な団体や組織等が相互に連携し、地域における総合力や機動力を強化することにより、見守りなどのネットワークを充実させ、こどもの安全・安心な環境づくりを推進します。
②こどもが健やかに育つ環境づくりの推進	市民・学校・自治会・ボランティアなどと連携し、こども向けの体験活動や地域環境向上のための啓発活動の実施や街頭パトロールなどへの協力を求めるとともに、引き続き青少年健全育成にかかわる地域ボランティア等と連携しながら地域総ぐるみで青少年の健全育成に努めます。
③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	自治会などをはじめ、地域の自主防犯活動団体への防犯意識を高めるとともに、地域住民によるこどもの見守り活動を推進し、こどもたちの安全確保に努めます。
④被害にあったこどもへの支援	スクールカウンセラーの派遣を継続し、学校、関係機関との相互連携による、いじめ、虐待、犯罪などに巻き込まれ被害にあったこどもへのきめ細やかな取り組みを推進します。
⑤安全なインターネット利用のための支援	主体的に情報通信技術を活用できる能力や情報リテラシーの習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用するための取り組みを進めます。
⑥交通安全を確保するための活動の推進	こどもが交通事故等の犠牲にならないよう、保育所・認定こども園・小学校等における交通安全教室など、啓発活動や交通安全教育を継続して推進します。

基本目標2：多様なニーズに対応した支援の充実

施策の方向1 障がいのあるこども・若者とその家庭への支援の充実

近年、保育所・認定こども園・学校等において、発達障がいなど配慮が必要なこどもが増加の傾向にあります。知的・肢体不自由・自閉情緒など支援のあり方も課題となっています。また、医療的ケアを必要とするこどもの支援の充実も求められています。

障がいのあるこどもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がいのあるこどもが地域のなかで安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、相談・療育の充実や関係機関のネットワーク体制の充実を推進します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①障がいのあるこども・医療的ケアを必要とするこども等の相談・療育の充実	<p>保育・母子保健等の連携のもと、乳幼児期の保護者の「気づき」への支援だけでなく、乳幼児健康診査や発達相談を含む経過観察診査が発達障がい等の早期発見・早期支援につながる場となるよう、支援体制を充実します。</p> <p>また、個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことができる体制の強化に努めます。さらに、サポートブック「はーと」の活用を通じて、保護者を支援するとともに、切れ目のない一貫した支援を行えるよう、関係機関のネットワーク体制の充実を図ります。</p> <p>医療的ケア児や重度心身障がい児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図ります。また、難聴児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童等についても、きめ細やかな支援を行えるよう取り組みを推進していきます。</p>
②障がいのあるこどもの教育の充実	<p>インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのあるこどももそうでないこどもも、地域とともに学び、ともに育つ教育の充実を図ります。</p> <p>また、保育所における医療的ケア児については、看護師が配置されている園で受け入れ、緊急時の対応や搬送先の確認など、関係機関と連携を図りながら取り組みます。</p> <p>放課後児童会で配慮を要する児童の支援については、加配職員を配置し、保護者、学校との連携を図ります。</p> <p>さらに、支援学級の環境整備の充実や通常の学級における配慮を要するこどもたちの学習や生活をサポートする支援員の配置に継続して取り組みます。</p>

取り組み名	取り組み内容
③関係機関のネットワーク体制の充実	保育・教育・保健・福祉等の専門機関・専門家が相互に連携しながら子どもや保護者への支援体制づくりに取り組み、巡回相談や5歳児健康診査などで相談のあった子どもの適正な就学のための就学相談の充実を図ります。
④重度障がい者医療費助成事業の推進	身体障がい者および知的障がい者などに対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。
⑤特別児童扶養手当制度の広報・普及	障がいのある子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図るため、助成の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。

施策の方向2 こどもの貧困対策の推進（こどもの貧困対策計画）

厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっています。また、こどもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯では貧困率が44.5%、「大人が二人以上」の世帯では8.6%となっており、ひとり親世帯における貧困率が高くなっています。

貧困状態にある世帯で育つこどもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、地域や社会から孤立し、将来も貧困から抜け出せない（いわゆる負の連鎖）傾向にあることが明らかになりつつあります。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えているこどもとその家庭を支援し、こどもの貧困対策を推進します。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、市町村にも貧困対策計画を策定する努力義務が課せられており、これはこども基本法において市町村こども計画と一体のものとして作成することができると規定されていることから、本計画にこどもの貧困対策の推進について、盛り込むこととします。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①学びを支える環境づくりの推進	すべてのこどもが教育を受ける権利を確保するための方策の一つである生活困窮者自立支援制度のこどもの学習・生活支援事業の利用を推進します。
②生活を支える環境づくりの推進	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業、こどもの学習・生活支援事業や就労準備支援事業を活用することにより、生活の安定および自立を図ります。
③生活困窮者の自立支援事業の推進	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
④こどもの居場所づくりの推進	困窮度が高くなるにつれて、ひとりで過ごしたり、ひとりで悩む傾向にあることから、こどもたちが安全で安心できる居場所づくりを推進します。
⑤こども食堂をはじめとした地域食堂への支援	地域活動団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、こどもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。

取り組み名	取り組み内容
⑥児童扶養手当制度等の広報・普及	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当をはじめとした制度の適正実施と情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
⑦児童手当制度の広報・普及	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
⑧教育費負担の軽減	すべてのこどもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、奨学金支給（高校・高専等）により、就学にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。また、国・府の修学（就学）支援制度等の周知を図るとともに、子育てしやすいまちづくりのための支援施策の検討を進めます。
⑨社会的養護を必要とするこども・若者の支援	社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組みます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。
⑩ひとり親家庭における就労支援の充実（再掲）	自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して就労を支援する「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」により、相談者にあった就労支援を行っています。また、就職に有利な資格を取得するために、養成機関での修業期間中に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」により、ひとり親家庭の自立を促進します。

施策の方向3 支援を必要とする子ども・若者を支える体制づくり

国の子ども大綱では、めざすべき社会像を「子どもまんなか社会」と表現し、その内容を「すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」だとしています。

近年、個人や世帯が抱える課題が複雑・複合化しており、こうした状況にきめ細かに対応し、より包括的で柔軟な支援を提供できるよう、本市では重層的支援体制整備事業を進めています。既存の支援の充実に併せて、身近な地域活動団体から各関係機関までが連携した緊密なネットワークの構築を進めることで、子ども・若者をはじめ、誰もがひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる地域社会を目指します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①不登校の支援	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置や校内教育支援ルームの設置、ゆう☆ゆうスペースの充実、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援の充実に図ります。</p>
②ヤングケアラーの実態把握と支援	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、広く支援の輪を広げるための取り組みを進めるとともに、子ども相談総合窓口の周知に努めます。</p> <p>さらに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、子どもやその家庭への支援につなげます。</p>
③社会的養護を必要とする子ども・若者の支援（再掲）	<p>社会的養護を必要とするすべての子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の利用支援、里親の確保等に取り組めます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。</p>
④各種の支援や制度に関する情報提供の強化	<p>支援を必要とする子どもやその家庭ほど、公的な支援制度や必要な手続きについての情報を受けられていない傾向があることから、必要な人に必要な支援を届けるための情報提供の強化について、多様な媒体を活用するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。</p>

取り組み名	取り組み内容
⑤相談支援の充実	<p>教育相談センターの相談機能の活用を図るとともに、大阪府子ども家庭センターとの連携のもと、今後も児童生徒が気軽に相談できる環境づくりや児童生徒の抱える様々な問題を早期に発見し、適切に対処できる体制づくりを推進します。</p> <p>また、進学・就業や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。</p>

基本目標3：ライフステージに応じた成長の支援

施策の方向1 こどもや母親の健康づくりの充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、子育て中の親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができ、すべてのこどもとその家庭ならびに妊産婦が切れ目なく必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、保健指導等の母子保健事業を実施するとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流の場を提供します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①乳幼児・保護者への支援	<p>乳幼児健康診査（乳児一般健康診査、4か月児健康診査、乳児後期健康診査、1歳7か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査、5歳児健康診査）の受診の必要性を啓発するとともに、引き続き健診未受診児の把握に努め、児童虐待の発見や育児に悩む保護者への支援につなげます。</p> <p>また、乳幼児健康診査後の支援体制を充実させるために、引き続き経過観察健康診査事業を実施します。</p>
②妊産婦や、出産を望む女性への支援	<p>妊娠届出時に面接を行い、妊娠中に利用できるサービスの情報提供等を行うとともに、個別の支援が必要な妊婦に対しては、サポートプランを作成し、妊娠期からの支援の充実を図ります。</p> <p>両親教室（ママパパ教室）、プレママあんしんサロン、マタニティあんしん相談等、を実施し、妊婦とその家族が心身ともに健やかな妊娠期を過ごし、子育てへの十分な準備を整えるよう支援を行います。</p> <p>妊婦健康診査の受診により、妊娠中の異常を早期発見し、適切な保健指導を受けられる体制を整えます。</p> <p>また、出産を望む女性に対し、適切な医療が受けられるよう不育症の治療費助成を継続して実施します。</p> <p>産後は、産婦健康診査を実施し、医療機関等との連携を図ります。育児や産婦自身の心身の状況等に関して不安を持つ人に対しては、産後ケアの利用や、生活援助のためのヘルパー派遣など、産前産後の支援事業を実施することにより、産婦とその家族が健やかな育児をできるように支援します。</p> <p>さらに、これらの支援が必要な人に届くよう、制度周知にも努めます。</p>

取り組み名	取り組み内容
③出産・育児相談の充実	<p>令和6年度より「こどもファミリーセンター」において、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援の充実を図っています。</p> <p>保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・保育士等の専門職による育児相談、訪問指導を充実し、育児不安の解消に努めます。</p> <p>また、妊娠中や出産後、間もない時期より利用できる事業や親子関係形成支援事業の育児講座等により育児の孤立を防ぎ、気軽に相談できる場所と仲間づくりのサポートを今後も継続します。</p> <p>さらに、「こども相談総合窓口」において、こどもや子育てに関する悩みなどを受け付けています。</p>

施策の方向2 就学前教育・保育の充実

河内長野市のこどもの教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべてのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要であると認識し、家庭や地域、乳幼児期の教育にかかわる保育所・認定こども園等、その他の教育関係機関すべてが連携し、楽しく安心した子育てと、こどもの成長に応じた質の高い乳幼児期の教育の推進とともに、学校教育への円滑な移行に向け、小学校との連携のさらなる充実に努めます。また、各園の取り組みを支援し幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材の確保と保育の質の向上を図ります。

さらに、就学前教育・保育施設が地域における子育て支援の拠点として、施設を利用しない保護者を含む子育て世帯の支援に取り組む体制の充実に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
① 幼児期の教育の推進	<p>幼児期の発達段階に応じ、豊かな感性を養うとともに基本的な生活習慣を身につけるなど、人格形成の基礎を培う教育・保育を推進し、幼児期に生まれた資質能力を踏まえ、小学校教育へと円滑に移行できるよう、各園と小学校との連携のさらなる充実に努めます。</p>
② 保育内容の充実	<p>幼児教育アドバイザーを活用した取り組みや公開保育、合同研修会などを実施し、保育所・認定こども園等の連携を進め、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材育成・保育の質の向上を図ります。また、働き続けることができる職場づくりを目指し、情報の共有を図ります。</p> <p>また、ハード面においては、老朽化している保育施設改修を進めます。</p>
③ 家庭教育支援の充実	<p>幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取り組みを推進し、子育てに悩みや不安を抱える保護者などを対象とした、地域における家庭教育支援の充実に努めます。</p>
④ 保育ニーズへの対応	<p>希望する時に速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。特に、0～2歳児については、既存の保育所・認定こども園等でのこども誰でも通園や休日保育の実施等により園の実情に合った受入体制の充実に努めます。また、保育士確保にも取り組みます。</p> <p>さらに、少子化の中でも良質な保育を提供し続けることが大きな課題であることから、個々の施設の強み、体制等の役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働したうえで、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を図ります。</p>

施策の方向3 こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進

幼児期および学齢期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団のなかでの学びを通して、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の基礎や、豊かな社会性が育まれるよう、発達段階に応じた質の高い教育の充実を進めます。

また、こどもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・認定こども園・小学校等の職員等が保育・教育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携のさらなる充実に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①確かな学力と豊かな心を育む教育活動の推進	確かな見通しを持って、たくましく生きるための力、確かな学力、豊かな心、道徳心、健やかな体等を自ら求めようとする意欲や態度を育み、知・徳・体の調和のとれたこどもの育成に向けて、地域や各園・学校の実情に応じた教育活動を推進します。
②健康や体力を向上する活動の推進	こどもたちの健康・体力づくりに取り組むとともに、気軽にスポーツに親しめるよう親子を対象としたスポーツ事業を実施します。
③こどもの健全育成のための取り組みの推進	こどもの問題行動の解決のため、地域におけるこどもの生活環境の改善を図るとともに、こどもと地域の大人とのつながりを積極的に作ることで、こどもの頃から地域への愛着を持つことができる取り組みを進めます。
④読書活動の推進	4か月児健康診査時に絵本の読み聞かせなどをはじめとして、積極的にいつでも、どこでも、誰でもが読書活動を行うことができる環境を整備します。
⑤学校と放課後児童会の連携	学校と放課後児童会との連絡、連携をより一層密にし、今後も引き続き、こどもたちが安全で楽しく豊かに過ごせる環境の充実を図ります。

施策の方向4 こどもの居場所づくりの推進

地域のなかでの公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、こどもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。また、自由な時間が減少傾向にあるこどもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域のなかで安心してこども同士が交流を行う場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

放課後児童・青少年対策については、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる体制づくりや青少年の居場所づくりを推進します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①学校施設の利活用の推進	<p>学校施設を学校教育の場としてだけでなく、地域の生涯学習の場として、また、地域との協働・交流を図る場として有効活用を進めます。</p> <p>学校施設を社会教育の活動の場として開放し、こどもがさまざまな体験や活動を行うことができる場所づくりに努めます。</p>
②放課後児童・青少年対策の推進	<p>すべての児童が放課後や土日等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室や公民館等において、地域の人材や団体等の協力も得ながら、こどもの体験機会の拡充を進めます。</p> <p>また、市民交流センター等において、青少年が過ごしやすい居場所づくりを進め、健全育成の啓発等も行います。</p>
③こども食堂をはじめとした地域食堂への支援（再掲）	<p>地域活動団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、こどもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。</p>

施策の方向5 食育の推進

生活習慣病の若年化、栄養摂取の偏り、朝食の欠食など、食生活の健康への影響が懸念されるとともに、家族そろっての食事の機会が減少していることが指摘されています。次代を担うこどもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となるものであることから、こどもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みを推進していきます。そのためにも、乳幼児期からの望ましい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所・認定こども園・学校等における食習慣の形成に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
① 健康的な食生活の支援	<p>乳幼児健診等において「規則正しい生活リズム」や「朝食の大切さ」等の望ましい食生活の重要性について、情報提供をします。</p> <p>また、離乳食講習会、離乳食・幼児食相談会等を実施し、望ましい食習慣の普及や保護者の不安の軽減を図ります。</p> <p>保育所・認定こども園・学校等で、健康的な食生活等についての取り組みと保護者への情報発信を実施します。</p>
② 多様な主体による食育推進の展開	<p>食育月間（6月）や大阪府食育推進強化月間（8月）に、重点的に食育に取り組み、食育の周知と定着を図ります。</p> <p>学校においては、「食育だより」の発行や栄養教諭による授業等で、食育の指導を行います。</p>
③ 地産地消の推進	<p>保育所・認定こども園・学校等で、河内長野市産や大阪府産等の食材についての周知や給食での提供等により、「食」を通じた地域の自然や文化等への理解を深めるよう取り組みます。</p>

施策の方向6 次代を担う若者の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、こどもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていくこどもたちが、道徳性や生活態度を身につけ、親や家庭について学び、愛着形成の重要性について、理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

また、次代を担う若者が生活の基盤を確保するとともに、一人ひとりの結婚・子育てに関する希望をかなえやすい社会の形成に向け、必要な支援に取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①小中学生・高校生が命の大切さを学ぶ機会の充実	小・中学生、高校生が保育所・認定こども園等での職場体験や保育実習の場などを通じて、乳幼児とのふれあいを体験する機会を提供します。また、子ども子育て総合センターあいくが小中学校・高校と連携し、育児中の保護者から育児についての話を聞く機会など、子育てについて考える機会を提供します。
②小中学生・保護者を対象とした家庭教育支援の実施	家庭、地域、行政が連携しながら、小中学生や保護者を対象に、「親」や「家庭」などを考える機会として、家庭教育支援の充実や学習機会の提供を行います。
③進学・就学の支援	若者が、家庭の経済状況にかかわらず、学びの機会を確保できるよう、各種の支援制度に関する情報発信等を行います。 また、こどもに対する学習相談や学習支援、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援に関する情報提供等について、関係機関と連携して取り組みます。
④就労の支援	学校教育においては、将来的なキャリア形成に向けたキャリア教育の充実を図ります。就労において困難に直面した若者が、必要な支援につながるができるよう、ハローワークや地域若者サポートステーション等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を行います。また、障がいのある若者の就労における合理的配慮の提供等について、事業者への周知、理解促進に取り組みます。
⑤結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成	結婚することやこどもを持つことなど、一人ひとりの若者の家族を持つことへの希望をかなえやすい社会の形成に向け、出産・子育て支援の充実等の環境整備に取り組みます。また、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を活用した取り組みの推進等を通じて、多様な家族のあり方が承認される社会の実現を図ります。

基本目標 4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

施策の方向 1 家庭における子育て・子育て力の充実

人と人の支え合いのなかで行われる子育てを通して、こどもの育ちに気づき、こどもの成長・発達を楽しみ、そうした姿を通して、子育ての喜びを実感できるように子育てを支援することや、安心してこどもを預けられる環境づくり、きめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供、すべてのこどもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①総合的な子育て支援ネットワークの構築	母子保健・児童福祉の一体的な運営を行う「こどもファミリーセンター」において、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なくもれなくすべてのこどもや家庭への支援を提供する体制を整えます。また、「こどもファミリーセンター」と関係機関との連携を強化し、地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていきます。
②子育てと親育ちを育む実践の充実	妊娠中や出産後、間もない時期より、妊婦や同年代の親子が集まる場の提供を行い、育児の不安解消や孤立を防ぎ、気軽に相談できる場所と仲間づくりのサポートを継続します。さらに、「こども相談総合窓口」では、こども自身や保護者、地域の方からの相談を幅広く受け付けることで、こどもや子育てに関わる情報の提供や助言を行いこどもの健やかな育ちを支援します。
③子育て情報の充実・強化	子育て情報サイト「キラキラねっと」や市公式LINEによる情報発信をはじめ、あいつくだより「キラ☆キラ」、子育て支援ガイド、保育利用ガイドなど、様々な媒体を活用して、子育てにおける情報提供のさらなる充実を図ります。 また、情報を効果的に必要な世代に届けるために、多様な情報発信ツールの活用に努めます。
④小中学生・保護者を対象とした家庭教育支援の実施（再掲）	家庭、地域、行政が連携しながら、小中学生や保護者を対象に、「親」や「家庭」などを考える機会として、家庭教育支援の充実や学習機会の提供を行います。

施策の方向2 地域の子育て力の充実

地域における様々なネットワークを生かして、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実や企業と連携し、子育て支援サービスの向上とともに、子育てしやすいと感じられる「こどもまんなか」の社会的気運の醸成を幅広い層に図ります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①地域の子育て支援の場の充実・拡大	<p>公共施設や保育所・認定こども園等地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる地域子育て支援拠点の充実を図ります。</p> <p>気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士がともに支え合い、情報を交換し学び合う、地域に根ざした活動の場を広げます。</p> <p>また、孤立を防ぎ、こどもが安心してすごすことができる生活の場の整備に努めます。</p>
②保育所・認定こども園等における地域事業の充実と連携の強化	<p>子育て家庭の身近にある、保育所・認定こども園等において、気軽に利用できる地域事業の充実を図り、育児相談や親子で遊べる場の提供など、地域の子育ての拠点としての活用を推進します。</p>
③すべてのこどもが幸せな状態で成長できるような地域づくり	<p>子育て家庭の状況に応じて、地域や企業・民間団体等が連携し、社会全体で切れ目なく支え、子育て当事者に寄り添いつつ、子育て当事者が支援策と自然につながる仕組みを整え、良好な成育環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるような地域づくりに取り組みます。</p>
④共働き・共育の推進による、男女共同参画意識の醸成と啓発	<p>家庭内において、育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦やパートナーが相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。</p> <p>また、講演会や講座などの多様な機会を通じて、職場、地域、家庭などにおいて、男女共同参画への理解促進を図ります。</p>

施策の方向3 子育てへの経済的負担の軽減

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者やこどもの生活支援、保護者の就労支援等を充実します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①子ども医療費助成事業	0歳から18歳までの子どもを抱える家庭に対し、こどもの医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができる、安心できる医療体制の充実を継続していきます。
②就学援助事業の推進	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に、小中学校での学習に必要な費用の一部を今後も継続して援助していきます。
③児童手当制度の広報・普及(再掲)	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
④生活困窮者の自立支援事業の推進(再掲)	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
⑤こども服等のリユース事業の促進	家庭で不要になったこども服などを回収し、春と秋の年2回、希望者に無料で譲る「ぐるぐるマルシェ」を開催し、家庭に持ち帰り、リユースすることで、ごみの減量化と資源化とともに、子育て世帯の支援につなげることを目的として取り組みを継続します。
⑥教育費負担の軽減(再掲)	すべてのこどもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、奨学金支給(高校・高専等)により、就学にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。また、国・府の修学(就学)支援制度等の周知を図るとともに、子育てしやすいまちづくりのための支援施策の検討を進めます。
⑦ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、相談・情報提供機能を充実し、総合的な自立支援を図ります。特に、就労支援のための情報提供に努め、ひとり親家庭の自立を促進します。
⑧ひとり親家庭における就労支援の充実	自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して就労を支援する「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」により、相談者にあった就労支援を行っています。また、就職に有利な資格を取得するために、養成機関での修業期間中に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」により、ひとり親家庭の自立を促進

取り組み名	取り組み内容
	<p>します。</p>
<p>⑨ひとり親家庭 における生活 支援の充実</p>	<p>ひとり親家庭の母または父に対し、一時的に生活援助が必要なときや日常生活に困難をきたす場合、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図れるよう支援します。</p> <p>また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。</p> <p>ひとり親家庭の児童が保育所などに利用の申請を行った場合、利用に関して優先的に取り扱うなど、利用に関する支援を行います。</p>

施策の方向4 子育てと仕事の両立支援

仕事と子育てを両立する上で、保育の提供の充実に加え、育児休業や短時間勤務等の制度が利用しやすい職場環境等、事業所における子育てへの支援が重要になります。利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、きめ細やかな保育の提供をより一層充実させ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取り組みを推進します。

また、仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所等に対する意識啓発を進めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①保育ニーズへの対応 (再掲)	<p>希望する時に速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。特に、0～2歳児については、既存の保育所・認定こども園等でのこども誰でも通園や休日保育の実施等により園の実情に合った受入体制の充実を図ります。また、保育士確保にも取り組みます。</p> <p>さらに、少子化の中でも良質な保育を提供し続けることが大きな課題であることから、個々の施設の強み、体制等の役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働したうえで、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を図ります。</p>
②学校と放課後児童会の連携 (再掲)	<p>学校と放課後児童会との連絡、連携をより一層密にし、今後も引き続き、こどもたちが安全で楽しく豊かに過ごせる環境の充実を図ります。</p>
③ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の啓発や、男性中心型の働き方を見直していくとともに、男女がともに働きながら、子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実をめめます。</p> <p>また、家庭や地域における男女共同参画を促進するため、教育・学習機会を提供し、意識啓発を図ります。</p>
④産休・育休からの円滑な職場復帰の推進	<p>産休・育休からの職場復帰が円滑に行えるよう情報提供や相談の充実を行うとともに、職場復帰後も有給休暇、育児・介護休暇などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発に取り組みます。</p>

施策の方向5 子育てを支援する生活環境の充実

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

若年世帯の定住・転入を促進するなど、より子育てしやすいまちをめざして、良好な居住環境の確保や公園等の整備に努めます。

また、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、道路環境の整備、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。さらに、子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、市民の自転車の運転マナー、交通安全意識の向上を図ります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①良好な居住環境の確保	空家バンク制度等を活用して、良好な中古住宅の流通を促進するとともに、市営住宅の計画的な改善等に努めます。また、子育て世代である若年層の定住・転入を促進します。
②公園等の整備	子どもたちが安心してのびのび遊べるよう、また、ゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としての公園・緑地の整備を図ります。
③子どもと保護者が利用しやすい「交通」環境等の整備の推進	子どもとともに外出しやすいように、公共施設や多くの市民が利用する施設への「赤ちゃんの駅」の設置を継続して促進します。また、歩行者が安全で安心して歩きやすい道路環境の整備のため、歩道段差の改善、歩道舗装の改修を実施し、市道の危険な箇所の減少に努めます。
④若者の転入促進と転出の防止	働く場の創出や市の魅力ある資源の市内外への発信、および子育てしやすいまちづくりのための支援施策の検討を進め、若者の転入促進や市外への転出抑制に取り組めます。

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

これまでの第1期、第2期の計画では、公立の幼稚園、保育所が学区に関わらず利用されていること、また、第2期計画策定時点においては、市内の保育所は低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であり、保育ニーズに対応するためには広域での調整を図っていくことが求められたことから、行政区1圏域を教育・保育提供区域として、必要な事業量の確保を進めてきました。

これまでのところ、そうした運用において大きな問題はなく、圏域を分割する必要性に乏しいことから、本計画においても、引き続き行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、必要な事業の確保を進めていきます。

■保育の必要性の認定区分について

就学前教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性によって認定区分が異なります。1号から3号の認定区分があり、それぞれ以下のように分類されます。

認定区分	対象者	利用時間	利用施設
1号	満3歳以上の子ども 2号認定除く	教育標準時間 (4時間程度)	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)
2号	満3歳以上で「保育の 必要性の事由」に該当 する子ども	保育短時間 (8時間程度)	・保育所 ・認定こども園(保育利用)
		保育標準時間 (11時間程度)	
3号	満3歳未満で「保育の 必要性の事由」に該当 する子ども	保育短時間 (8時間程度)	・保育所 ・認定こども園(保育利用)
		保育標準時間 (11時間程度)	

※保育の必要性の事由とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護などの事由に該当することが必要です。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育利用（1号認定）の量の見込と提供体制

量の見込みの考え方

女性の就業率の上昇傾向に伴い、教育利用は全国的に減少傾向となっており、本市においても同様の傾向が続いていることから、引き続き教育利用については減少傾向を見込んでいます。

提供体制の確保方策

少子化と利用率の低下傾向により、今後の利用見込みが減少する予測となっていることから、既存施設において十分な確保が可能となっています。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	431	387	349	306	262
確保方策	特定教育・保育施設	663	663	663	663	663
	確保方策合計	663	663	663	663	663

(2) 保育利用の量の見込と提供体制

① 2号認定

量の見込みの考え方

実績の利用率は増加傾向となっており、アンケート調査結果等を踏まえても保育利用は増加が見込まれることから、利用率が今後も上昇するものとして見込量を算出しています。

提供体制の確保方策

利用率は上昇が見込まれますが、少子化の影響で人口推計においては今後のこどもの数は引き続き減少傾向となることが予想されており、ニーズ量としてはこれまでとほぼ同程度から減少傾向の予測となるため、既存の施設で十分な対応が可能と考えられます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	1,129	1,128	1,127	1,114	1,076
確保方策	特定教育・保育施設	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143

② 3号認定

量の見込みの考え方

1歳児、2歳児は3～5歳児と同様に利用率が上昇傾向であり、計画期間における利用率についても上昇する見込みとしています。0歳児については、実績の利用率は横ばいで推移していますが、1歳以上の利用率の上昇に伴い、ある程度上昇する見込みとしています。

提供体制の確保方策

利用率は上昇が見込まれますが、少子化の影響で人口推計においては今後のこどもの数は引き続き減少傾向となることが予想されており、ニーズ量としてはこれまでとほぼ同程度から減少傾向の予測となるため、既存の施設で十分な対応が可能と考えられます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	0歳	79	79	78	77	76	
	1歳	263	274	275	274	274	
	2歳	370	328	340	338	335	
	3号認定合計	712	681	693	689	685	
確保方策	特定教育・保育施設	0歳	152	152	152	152	152
		1歳	289	289	289	289	289
		2歳	340	340	340	340	340
	確保方策合計	781	781	781	781	781	

※確保方策は利用定員であり、定員を上回る利用見込みについては定員の弾力化で対応予定。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業

事業概要等

保育認定を受けたこどもについて、保育所や認定こども園等（2・3号）で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

これまでと同程度の利用率があるという前提で見込量を算出しており、2・3号こどもが減少する見込みのため、利用人数見込は減少傾向となります。

今後の方向性

引き続き、市内の保育所において延長保育を実施し、高まる保育ニーズに既存の保育施設で対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	816	802	807	799	781
確保方策	利用人数	816	802	807	799	781

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

事業概要等

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

利用実績が増加傾向であり、アンケート調査結果等を踏まえても引き続き利用率の上昇が見込まれます。少子化の影響で、利用者数はほぼ横ばいで推移する見込みです。

今後の方向性

入会希望児童数については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっており、施設・設備の充実や人材の確保等、必要な施策を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	300	314	283	304	323
	2年生（人）	282	277	292	264	284
	3年生（人）	271	249	246	258	235
	4年生（人）	193	204	187	185	193
	5年生（人）	97	93	98	89	88
	6年生（人）	49	56	55	60	56
	合計（人）	1,192	1,193	1,161	1,160	1,179
確保方策	合計（人）	1,192	1,193	1,161	1,160	1,179

(3) 子育て短期支援事業

事業概要等

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

利用実績は、年ごとのばらつきが大きくなっていますが、最近5年間で最も利用が多かった年の利用率を参照して、見込量を算出しています。

今後の方向性

現状どおり、児童養護施設や母子生活支援施設の4ヶ所（市外）に委託し、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	36	34	33	32	30
確保方策	(人日)	36	34	33	32	30

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要等

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて利用が減少していましたが、その後回復しています。アンケート調査でも潜在的ニーズがあることが示されており、利用率の上昇を見込んでいますが、保育利用率の上昇と少子化による対象者の減少も同時に見込まれることから、本事業の見込量は減少傾向となっています。

今後の方向性

市内5ヶ所での実施を継続し、子ども・子育て総合センターあいつくでは、その中核として事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用 人数	40,870	39,060	38,090	36,582	35,259
確保方策	(人)	40,870	39,060	38,090	36,582	35,259

(5) 一時預かり事業（幼稚園）

事業概要等

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

幼児教育無償化の影響で、これまで利用率、利用実績ともに増加傾向となっており、今後も利用率は増加傾向が見込まれるものの、分母となる教育利用者数の減少が見込まれることから、見込量は減少傾向となります。

今後の方向性

現状どおり、1号認定の枠組みのなかで実施、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	18,102	17,028	16,054	14,688	13,100
確保方策	(人)	18,102	17,028	16,054	14,688	13,100

(6) 一時預かり事業（幼稚園以外）

事業概要等

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

令和5年度に利用が大幅に上昇しており、在宅児の支援としても今後ニーズの増加が見込まれることから、利用率は上昇傾向を見込んでいますが、利用の中心となる教育・保育を利用していないこどもの数が減少する見込みのため、見込量は減少傾向となっています。

今後の方向性

現状どおり、各保育所やファミリー・サポート・センターで実施、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		4,850	4,581	4,398	4,184	3,975
確保方策	延べ利用者数 (人日)	4,850	4,581	4,398	4,184	3,975
うち保育所等		4,714	4,455	4,279	4,073	3,871
うちファミリー・サポート・センター		136	126	119	111	104

(7) 病児保育事業

事業概要等

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。利用実績は近年増加しており、アンケート調査においても潜在的ニーズが高いことがわかっていることから、見込量を増加傾向で算出しています。

今後の方向性

受入対応施設の拡充について、事業提供者の協力を求めています。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	154	163	168	174	178
確保方策	(人)	154	163	168	174	178

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

事業概要等

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。利用実績は年度によりばらつきがみられますが、今後の人口減少に伴い減少傾向を見込んでいます。

今後の方向性

現状どおり、ファミリー・サポート・センターで対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	639	620	583	559	534
確保方策	(人)	639	620	583	559	534

(9) 利用者支援事業

事業概要等

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こどもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 および 必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■基本型：こどもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

■こども家庭センター型：すべての妊産婦およびこどもとその家庭等を対象として、さまざまな悩み等に円滑に対応できるよう、母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援を一体的に提供します。

今後の方向性

基本型を子ども・子育て総合センターあいっくに置き実施します。

また、こども家庭センター型は、「こどもファミリーセンター」により実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施 計画	基本型（か所）	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型 （か所）	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2

(10) 妊婦健康診査

事業概要等

母子保健法第13条に基づき、妊婦 および 胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。人口減少に伴い利用者数も減少を見込んでいます。

今後の方向性

現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に対し、妊婦健康診査費用の助成を行っていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	412	399	382	371	357
	検診回数 (回)	5,088	4,928	4,718	4,582	4,409
確保方策	大阪府医師会・大阪府助産師会に委託して実施（府外受診も可能）					

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要等

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。人口推計に基づき、対象人数を見込んでいます。

今後の方向性

現状どおり、生後4ヶ月までの乳児のいる、すべての家庭を訪問します。子ども・子育て総合センターあいくにおいては、来館時に声掛けなどの見守り支援を今後も継続して行います。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数 (人)	388	376	360	350	336
確保方策		388	376	360	350	336

(12) 養育支援訪問事業

事業概要等

児童の養育の支援が必要であるにもかかわらず、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況等にある家庭に対して、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が訪問による支援等を実施することにより、当該家庭が安定した児童の養育を行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

今後の方向性

専門職の訪問による支援等の実施により当該家庭が安定した児童の養育が行えるように事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	8	8	7	7	7
確保方策	利用人数 (人)	8	8	7	7	7

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業概要等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

今後の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携強化を図る取り組みを、府と連携しながら進めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要等

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

子ども・子育て支援法に基づき、新制度未移行幼稚園に通う、低所得で生計維持が困難である者等のこどもの副食費の一部を補助していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要等

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方向性

今後においても、新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設での充実を図っていきます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要等

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後の方向性

家事、子育て等の支援を通して、子育て家庭やヤングケアラーの当事者が自立して生活できるようにサポートプランをもとに、支援の役割を明確化し対象者の環境を整えていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用世帯数(世帯)	67	65	62	60	58
確保方策		67	65	62	60	58

(17) 児童育成支援拠点事業

事業概要等

養育環境等に課題を抱える家庭の児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

今後の方向性

児童にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう、また、児童自ら通い続けられるよう、児童の視点にたった居場所づくりをすすめます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	160	156	150	145	141
確保方策		160	156	150	145	141

(18) 親子関係形成支援事業

事業概要等

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための育児講座を実施し、知識の習得のみならず同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、親の育児不安を軽減させ親自身が心身ともに安定してこどもにかかわれる状況をつくることで、親子の絆を深めることを目的に行う事業です。

今後の方向性

初めて赤ちゃんを育てている保護者を対象とし、親の育児ストレスを軽減させ、親自身が心身ともに安定してこどもに関われる状況をつくることを目的とした「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”」(BP1プログラム)実施します。また、こどもの成長に応じてこどもとのかかわり方や保護者自身の視点を変えるコツを伝える等、親も子も自己肯定感を持ち、自分らしい子育てを見つけることができるプログラムを実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	180	174	168	163	157
確保方策		180	174	168	163	157

(19) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要等

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

今後の方向性

妊娠・出産・子育て期まで、切れ目ない支援を提供するために、妊娠届出時面談・妊娠8か月アンケート・出生後の赤ちゃん訪問だけでなく、妊娠中の教室や相談、出産後に利用する産後ケアや、子育て教室など様々な支援サービスを組み合わせて提供することで、妊産婦とその家族への支援を充実させていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人回)	1,236	1,197	1,146	1,113	1,071
確保方策		1,236	1,197	1,146	1,113	1,071

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要等

保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の（保育所等に入所しているこどもを除く）こどもについて、保育所等で託児を行い、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する育児相談等を行う事業です。

今後の方向性

令和8年度からの実施に向け、市内保育所・認定こども園等と連携しながら、ニーズの充足を図ります。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児（人）	-	7	7	6	6
	1歳児（人）	-	10	9	8	7
	2歳児（人）	-	7	7	6	5
	合計（人）	-	24	23	20	18
確保方策	合計（人）	-	24	23	20	18

(21) 産後ケア事業

事業概要等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

今後の方向性

個別に心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援を実施することで産後うつや虐待予防を図るとともに、心のケアの支援を充実するため、生後4か月までを対象とした日帰り型・宿泊型、1歳未満の乳児を対象とした訪問型、産後1年未満の保護者を対象とした訪問看護型を継続して実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人日)	149	145	139	135	130
確保方策		149	145	139	135	130

4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

本計画に基づき、保育所・認定こども園等が、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう取り組みます。

就学前教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の効果的な提供により、就学前児童に係る施策における緊密な連携が図られ、幼児期教育から小学校教育（義務教育）との円滑な接続が可能となるよう取り組みます。そのため、就学前教育・保育施設教職員や子ども・子育て支援事業スタッフ等の合同研修の実施等、本市の実情を踏まえた共通の見通しの下に、教育・保育と子育て支援が行える環境整備を推進します。

また、小学校生活への円滑な接続に向け、保育所・認定こども園等と小学校との連携・情報共有や合同研修等を行います。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化を実施するものであることから、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、「河内長野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」における、各年度のニーズ量と確保方策について、年度ごとの実施状況や進捗状況の管理および評価をし、この結果を公表するとともに、利用者の動向等を踏まえながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

2 国・府・関係機関との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や大阪府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、大阪府や関係機関と連携し、推進していきます。

また、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携として、大阪府や関係機関を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

3 目標指標

年度ごとの実施状況や進捗状況の管理および評価を行う「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」とは別に、本市のこども・若者支援や子育て支援の総合的な指針である本計画全体の評価指標を設定します。本計画に基づいて実施した各種の施策・事業が、どの程度市民満足度を向上させるものとなっているかに注目し、本市が毎年実施する市民意識調査における以下の項目を、本計画の目標指標として位置づけ、その向上を目指すものとしします。

指標	令和5年度 【実績値】	令和11年度 【目標値】
児童に対する福祉の市民満足度	11.9%	17.0%
子育てのしやすさの市民満足度	17.0%	25.0%
小中学校の教育環境の市民満足度	14.9%	22.5%
青少年の健全な育成の市民満足度	10.2%	19.0%

※満足度はすべて、市民意識調査結果における「非常に満足」と「やや満足」の合計

資料編

Ⅰ 河内長野市子ども・子育て会議条例（抄）

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 1 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)等に関すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(河内長野市附属機関設置条例の一部改正)

2 河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)の一部を次のように改める。

(略)

(会議の招集に係る特例)

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

2 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年8月2日～令和8年8月1日、敬称略)

種 別	所 属	氏 名
1号委員	一般市民（公募委員）	古門 久美子
1号委員	一般市民（公募委員）	吉田 恵
1号委員	一般市民（公募委員）	富岡 祐子
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	藤井 さやか
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志○
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎◎
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上田 雄三郎
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	北野 良和
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子

※氏名欄の◎は会長、○は会長代理

■異動等のあった前委員

種 別	所 属	氏 名
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	久堀 奈津美
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	松原 澄規

3 計画の策定経過

年 月 日	審議内容等
令和5年7月7日 ～ 令和5年7月31日	<p>河内長野市子どもの生活に関する実態調査</p> <p>小学5年生の児童とその保護者 (683世帯) 中学2年生の生徒とその保護者 (712世帯)</p> <p>小学5年生 配付数 683通 回収数 195通 回収率 28.6% 小5の保護者 配付数 683通 回収数 191通 回収率 28.0% 中学2年生配付数 712通 回収数 154通 回収率 21.6% 中2の保護者配付数 712通 回収数 153通 回収率 21.5% 小5と中2の合計配付数 1,395通 回収数 349通 回収率 25.0% 上記の保護者合計配付数 1,395通 回収数 344通 回収率 24.7%</p>
令和6年1月26日 ～ 令和6年2月21日	<p>少子化・子育て支援に関するニーズ調査</p> <p>市内在住の就学前児童のいる家庭 (2,250世帯) 配付数 2,250通 回収数 1,114通 回収率 49.5% 市内在住の小学1～4年生の児童がいる家庭 (1,000世帯) 配付数 1,000通 回収数 536通 回収率 53.6%</p>
令和6年4月16日 ～ 令和6年4月30日	<p>こども・若者の意識と生活に関する調査</p> <p>市内在住の15～39歳の市民 (2,000名) 配付数 2,000通 回収数 415件 回収率 20.8% うち郵送 229件、WEB回答 186件</p>
令和6年4月1日 ～ 令和6年5月19日	<p>こども・若者意見募集</p> <p>市内在住・在学・在勤の小学生～20代の方 投稿数 92件</p>
令和6年8月2日	<p>第1回 河内長野市子ども・子育て会議</p> <p>①第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度における進捗状況の報告について ②「河内長野市少子化・子育て支援に関するニーズ調査」、「こども・若者の意識と生活に関する調査」及び「Liqid」におけるこども・若者の意見聴取の結果報告について ③こども計画における施策の体系について</p>
令和6年10月3日	<p>第2回 河内長野市子ども・子育て会議</p> <p>①河内長野市こども計画素案について ②河内長野市こども計画策定スケジュールについて</p>
令和6年12月2日 ～ 令和6年12月27日	<p>河内長野こども計画（案）に関するパブリックコメントの実施</p>
令和7年〇月〇日	<p>第3回 河内長野市子ども・子育て会議</p> <p>①河内長野こども計画（案）に関するパブリックコメントの実施について</p>

4 用語解説

【あ行】

○赤ちゃんの駅

乳幼児とその保護者の外出中に、授乳やおむつ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、官民協働の取り組みとすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るもの。登録施設には目印としてシンボルマークの看板やステッカーを掲示している。

○生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きるこどもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

○インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

○ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的、自己存在それぞれの領域において健康であること。

○NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション (Non Profit Organization) の頭文

○親育ち

健全なこどもの成長のために、こどもの成長に応じた家庭での教育に取り組むため、保護者が自ら学び育つこと。

【か行】

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

○子育て

こどもが常に受け身で育てられるのではなく、こども自身が、自らの力で心身ともに成長すること。

○子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所のこと。

○子ども・子育て総合センターあいく

本市の子育て支援の中核施設として、子育てに関する相談、0歳から就学前のこどもと保護者が利用できる遊びの広場や、子育てイベントの開催等を行っている。

○こども（子ども）

こども基本法では「心身の発達の過程にある人」、子ども・子育て支援法では「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされている。

本計画では、こども家庭庁の推奨に従い、法令・施策の名称等、固有名詞を除いて「こども」と表記している。

○こどもファミリーセンター

児童福祉法に基づき設置される「こども家庭センター」の河内長野市における名称。従来の「子育て世代包括支援センター（☆ゆめっく☆）」、「子ども・子育て総合センターあいく」と「こども相談総合窓口」が連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない一体的なサポートを行っている。

【さ行】

○サポートブック「はーと」

成長していく上で細やかな配慮などが必要なこどもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と関係機関がこどもの情報を共有するとともに、思い出をつづり将来にわたってこどもや周囲の人へのメッセージを伝えるために作成するファイル。

○ジェンダー

社会や文化のなかで作られた、性別に対する考え方。または日常生活の中で社会的に認識される性別のこと。

○社会動態

転入・転出による人口の変動のこと

○重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状を踏まえ、相談や困りごとを市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、令和3年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の体制づくりを通じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの3つの支援を一体的に実施する事業。

○ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

○スクールカウンセラー

小・中・高等学校に配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。児童生徒や保護者等の不安や悩みに対してカウンセリングを行い、臨床心理士の視点から保護者や教師にこどもへのかかわり方を助言したりすることを主な目的とする。

○スクールソーシャルワーカー

学校に配置される専門職で、児童・生徒が直面する様々な問題に対し、保護者や学校、関係機関などと連携をとり、周囲の環境に働きかけて課題解決を目指すことを主な業務とする。

○生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めている。

○青少年リーダー

主に小学生を対象に、ゲームや野外活動の指導をする青少年のボランティアのこと。

【た行】

○確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

○地域資源

支援のニーズを充足するために、地域において活用できる様々な物資や人材、制度、技能の総称。行政などから提供される制度・サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などから提供されるインフォーマルサービスに分類される。

○地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までの者を対象に、就労に向けた支援を行う機関。

○DV (Domestic Violence)

家庭内暴力と直訳される。一般的には、家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味する。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○特定妊婦

出産後のこどもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

【は行】

○バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○放課後子ども教室

放課後や週末にこどもの居場所や、学習・体験の場を提供するため、主に学校の校庭や教室を活用して、地域住民の協力によって学習活動や各種の体験活動を行う事業。

○ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ

ポピュレーションアプローチとは、健診など、集団全体に対して支援や働きかけを行い、全体としてリスクを低下させる取り組み。ハイリスクアプローチとは、サポートプランの策定など、特に重度のリスクを抱えている人を抽出し、個別に働きかけてリスクを低下させる取り組み。

【や行】

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

○要保護児童対策地域協議会

児童虐待などの要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関および団体間における連携および連絡を密にし、適切な対応を行うため、児童福祉法第 25 条の 2 の規定により設置された機関。

【ら行】

○療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

○レスパイトケア

レスパイトとは育児など、普段誰かのケアを行っている人が休息できるよう支援することであり、レスパイトケアとは、日々の疲れや冠婚葬祭、出張、旅行などの理由でケアが困難になる場合に、一定の期間、福祉施設などがその代わりを担い、日頃ケアを行っている家族などのリフレッシュや負担軽減を図る取り組み。

○労働力率

労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が 15 歳以上の人口に占める割合。

【わ行】

○若者

子供・若者育成支援推進大綱において、「思春期、青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者）、施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象とする」とされていることを踏まえ、本計画では、18 歳から 40 歳未満までとしている。